

令和5年12月第9回室戸市議会定例会会議録（第2号）

1. 日 時 令和5年12月11日（月）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 久保田 浩	2番 池 田 教 子	3番 河 本 竜 二
4番 竹 中 真智子	5番 田 渕 信 量	6番 竹 中 多津美
7番 澤 山 保太郎	9番 小 椋 利 廣	10番 脇 本 健 樹
11番 山 本 賢 誓	12番 町 田 又 一	

4. 欠席議員

8番 亀 井 賢 夫

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 谷 村 直 人
事務局次長兼班長 山 本 ゆかり
議 事 班 主 任 村 田 茉 莉
議 事 班 主 事 補 吉 村 涼 太

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長 植 田 壯一郎	副 市 長 黒 岩 道 宏
総務課長併選挙管理委員会事務局長 濱 田 亮 士	まちづくり推進課長 福 留 裕 治
財産管理課長 戎 井 健	税 務 課 長 西 村 城 人
市 民 課 長 濱 吉 剛 史	こども子育て支援課長 辻 さおり
保健介護課長 正 木 亜 弥	人権啓発課長 田 渕 由 加
産業振興課長併農業委員会事務局長 山 崎 桂	建設土木課長 川 崎 州
観光ジオパーク推進課長 大 西 亨	防災対策課長 西 岡 佳 久
健康医療政策課長 松 下 善 徳	会計管理者兼会計課長 上 松 富士樹
福祉事務所長 森 岡 光	教 育 長 百 田 貴 昌
教育次長兼学校教育課長 山 本 康 二	生涯学習課長 和 田 美紗子
水道局長 中 屋 秀 志	消 防 長 多 田 周 平
監査委員事務局長 江 口 祐 介	

7. 議事日程

日程第1 一般質問

8. 本日の会議に付した事件

日程第1

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（町田又一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。谷村議会事務局長。

○議会事務局長（谷村直人君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数12名中欠席届1名、現在11名の出席でございます。

欠席議員は、亀井賢夫議員、通院のためでございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（町田又一君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。小椋利廣君。

○9番（小椋利廣君） おはようございます。9番小椋利廣。令和5年12月第9回室戸市議会定例会におきまして、市民を代表して一般質問を行います。

1番、市長の政治姿勢について。

(1)ふるさと室戸応援寄附金の利活用についてお聞きをいたします。

ふるさと納税は、全国の各地域に寄附ができる仕組みで、寄附者が寄附金の使い道を選ぶことができ、その地域に貢献することができる制度であるとされております。今、室戸市では、ふるさと室戸応援寄附金の基金残高は25億4,655万2,000円という大きな金額の寄附額があり、室戸市にとっては非常にありがたい納税額であります。令和5年度の現在までの寄附額も9億2,897万3,000円という大きな寄附額があり、年度末を迎えてもまだまだ増加をする予定であると言われております。ふるさと納税額は、職員の努力によって納税額も大きく増加をしております。室戸市の厳しい財政状況の中では、大きくありがたいふるさと室戸応援寄附金額であり、室戸市の大きな公金であります。

室戸市企業立地促進事業費補助金は5件の業者に1億2,791万5,000円の支払いと、室戸市創業・事業承継支援事業費補助金も5件の事業者にも833万6,000円の大きな金額がふるさと室戸応援寄附金から補助金として支払われており、また一般財源からも7件、1,032万2,000円の大金が補助金として支払われており、市民の間からは、公平性を欠くふるさと納税と一般財源の使い方であると言われており、非常に厳しく批判が出ているところでございます。

室戸市の厳しい財政事情にとっては、ふるさと納税はありがたく、貴重な金額として利用することが求められており、室戸市民全体に行き渡るまた全市民が潤う公平なふるさと室戸応援寄附金でなければならないと思いますが、今後、室戸市の公金として、全市民に行き渡る公平な利活用については植田市長は今後どのように取り組んでいくのか、お聞きをいたします。

(2)ホテル明星の閉鎖についてお聞きをいたします。

今、世界情勢は大きく激変をしており、記録的な物価の高騰でエネルギー価格や電気、水道、ガスなど各種公共料金価格の高騰や食料品価格などなど、あらゆる物価が大きく高騰している中で、日本経済の秩序が大きく揺らぎ、持続的な社会の実現が非常に厳しくなってきていると言われております。

室戸市の一大観光名所、日本八景を有する室戸岬で唯一の客室数や宿泊、客員数を誇るホテル明星は、部屋数は29室、従業員数は約30人を雇用するホテルでありましたが、コロナ禍以降、いろいろな事情で主要な宿泊施設が相次いで閉鎖をしている中で、創業から30年以上の老舗のホテル明星も突如として閉鎖を余儀なくされ、営業が停止となっております。令和6年3月までの予約件数も相当数あったとお聞きをいたしておりますけれども、ホテルを開館して、光熱水費や人件費の支払いを含めると、営業を続けていくことは不可能であると判断をした結果、閉店をしたとお聞きをしており、室戸市内で唯一のホテルの閉店について、室戸市の行政としては何か助けてやることはできなかったのか、お聞きをいたします。ぜひとも市長、よろしくお聞きをいたします。

日本八景を有する室戸岬の先端には、旧来の民宿も含めて、民宿とホテルが5か所と室戸市が経営をしていた国民宿舎「むろと」、これも存在をしておりましたけれども、この4軒の大きなホテルが廃業し、現在は民宿室戸荘と岬観光ホテルの2か所に減少しており、非常に厳しい状況となっております。室戸岬は日本八景を有し、観光立国を目指す室戸市にとっては、ホテル明星の閉鎖は大きな痛手となり、今後の観光客誘致への取組も非常に厳しい状況が起きてくるのではないかと考えており、周辺の休眠をしているホテルの再開にも取り組んでいかなければ、非常に困る状況が起きてくるのではないかとというふうに考えているところでございます。

室戸市の存続や2025年、令和7年の大阪・関西万博を控えている中で、室戸市への観光客の誘致にもつながらないと考えておまして、室戸市と室戸岬を売り出すことはできないのではないかとというふうに私は考えております。新聞にもゴースト岬、廃墟観光などと書かれており、非常に心配をされているところでございます。今後、ホテル明星とジオパーク夢路灯、オーベルジュ&スパの3ホテルが再開をしていかなければ、室戸市の観光客誘致と宿泊施設を利用する宿泊客数は非常に少なく厳しい状況になってくると思われ、観光で稼いでいかなければならない室戸市は一気に衰退をしてしまうのではないかと私は想像されて、非常に寂しく感じております。

ホテル明星の再開や室戸岬の既存のホテルへの支援や各ホテルの再開に向けての取組と利活用、そしてそれらのホテルを利用した観光立国室戸市として大きく飛躍をしていくためには、室戸市は今後どのように対応していくのか、植田市長にお聞きをいたします。

(3) 地域医療の充実についてお聞きをいたします。

本市の医療機関は、地元で入院ができる19床の一般病床を有し、軽症救急患者の受入れを行

うなど、地域包括ケアシステムの構築を有する室戸市立室戸診療所が整備をされております。室戸診療所は、月曜日から土曜日まで、内科、リハビリテーション科、眼科、整形外科の4科目の病名を有する診療が午前9時から午後5時まで、また室戸岬診療所は、月曜日と木曜日の2日間、午前9時から午後5時まで診療が行われており、地元の高齢者や各地域からの患者さんも含めて、診療所の先生の評判も非常によいことから、ある一定の利用者数もあるとお聞きをいたしております。今後、この2つの診療所が連携をして、救急医療対策も含めて、室戸市民が安全で安心ができる医療体制の構築にはどのように取り組んでいくのか、お聞きをいたします。

次に、佐喜浜診療所についてお聞きをいたします。

佐喜浜診療所は、1週間のうちで金曜日の午前中だけの診療と診察があり、佐喜浜地域や室戸岬、特に椎名地域の高齢者の患者さんや、どうしても午後でなければ病院に行けない患者さんたちが多くいるとお聞きをしており、佐喜浜診療所で診察に当たっている伊奈先生の話でも、午後も診察をして、午前、午後の一身体制の診療、診察にしなければ、診察が十分に行えていけないというふうに言われております。佐喜浜地域の多くの住民の方々の声は、金曜日は昼までの半日ではなく、丸一日診察を行ってほしい要望が多く出ております。どうしても午後でなくては病院に行けない人たちのためにも、金曜日を一日診察、診療するように診察時間を延長することが住民要望に応えていく唯一の方法であると思うが、今後の植田市長の取組姿勢についてお聞きをいたします。

(4)佐喜浜生活改善センターと佐喜浜小学校についてお聞きをいたします。

佐喜浜生活改善センターと佐喜浜小学校は、同じ位置にあつて、隣同士で建築をされており、室戸市の津波防災マップで見ると、津波浸水予測の最大浸水深さは2メートルから3メートルとなっており、津波による浸水が予想され、危険度が大きく増加をしております。佐喜浜生活改善センターと佐喜浜小学校は、佐喜浜町の中心部に建設をされており、佐喜浜町の優秀な施設として、住民の皆様方にも親しく慕われて利用されている施設であります。佐喜浜生活改善センターは、昭和50年に建築され、約50年が経過をし、建築物の耐用年数も限界に近いと想像されており、また佐喜浜小学校は、古い校舎は昭和43年に建設されており、体育館は58年の建築物であり、学校の施設全体も40年から55年の年数が経過をしており、全体の建築物が耐用年数に近く、老朽化も大きく進んでおり、南海トラフ巨大地震に対する危険度も大きく増加をしております、佐喜浜町の市民も非常に危険に感じていると言われております。

佐喜浜町の多くの住民の方々や子供や先生たちも利用する佐喜浜生活改善センターと佐喜浜小学校は、佐喜浜町では最大の公共施設であります。津波の浸水区域内にある両公共施設は老朽化も激しく、室戸市の佐喜浜町支所も併設をされていることから、今後室戸市はこれらの両施設について、移転も含めてどのように取り組んでいくのかお聞きをいたします。

次に、(5)室戸中学校の高台移転と統合中学校についてお聞きをいたします。

室戸中学校の高台移転につきましては、今までにもいろいろな質問や意見があり、議論が進められてきましたが、学校用地は、校舎棟、体育館やプール、グラウンド、進入路など、いろいろな条件をクリアをした地域に決定をされるのではないかと答弁をされております。建設工事費は、当初の想定よりも大幅に増額をされて、約30億円を上回る大きな予算が必要ではないかと言われておりますが、現在の段階で、用地の買収費や全施設の建設費を含めると、新しい中学校の開設費用はどのように試算をされて、全体の総額は幾らぐらいになると想定をされて計算をされているのか、お聞きをしたいと思います。これは、今後の室戸市の財政事情にも大きく影響してくると考えますので、できる限り詳しくお聞きをしたいと思います。

百田教育長の答弁では、令和6年2月頃に最終的な移転地の選定を行うと言われておりますが、それから用地の買収交渉や全体的な用地の地目変更作業や用地の登記事務などなど、いろいろな作業の手続が起きてくると想定をされますが、百田教育長が答弁をされている令和9年度に全施設が完成をし、4中学校を統合した新しい統合中学校は令和10年度に開校ができるのか、詳しくお聞きをいたしたいと思います。

また、各地域には学校を残してもらいたいなど、いろいろな意見や条件や環境整備の在り方など、地域によっていろいろな意見が出されて、中学校の統合には反対をされている地域もあると言われており、そういったこともお聞きをしておりますが、今後の取組について詳しくお聞きをしたいと思います。

次に、統合中学校についてお聞きをいたします。

佐喜浜、室戸、吉良川、羽根地区の4中学校で現在も平穩に授業が行われておりますが、各学校とも、統合については、いろいろな形で反対意見や地域によっては中学校を残してほしいなど、環境整備に関する条件が大きく出されているとお聞きをしておりますが、これらの意見や条件を完全に集約をして、令和10年4月、中学校を統合した新しい統合中学校は開校ができるのか、お聞きをいたします。

(6)室戸市立市民図書館の高台移転についてお聞きをいたします。

室戸市立市民図書館は、この前にありますけれども、1972年、昭和47年2月に建設をされて、今年で51年となります。室戸市役所のこの庁舎は1972年2月に定礎が行われ、市民図書館と市役所のこの庁舎はほぼ同じ年度に建設をされており、両方の建築物ともに約51年が経過をして、市民図書館は、室戸市の津波防災マップの津波浸水予測図で見ると、2メートルから3メートルの浸水区域となっており、こちらも危険度が予測をされております。令和5年9月議会で、田淵議員の一般質問において百田教育長の答弁では、市民図書館は平成25年に耐震改修工事を行い、車椅子やスロープ、玄関ドアやトイレのバリアフリー化は行っているが、車椅子の人や障害のある人、高齢者などで階段を上りおりすることができない人が2階に上がれない状況にあり、一般図書を見ることができない状況になっていると答弁をされております。また、児童図書コーナーや学習スペースも十分でないと言われており、あと9年で耐用年数の

60年も迎える状況にあり、百田教育長は今後建て替えについても方向性を示していくと答弁をされております。

図書館法では、国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とすると規定をされており、室戸市の図書館費は、目標基準額の840万円の望ましい水準額に達していないと考えております。また、室戸市立市民図書館設置条例では、市民社会の発展に貢献する840万円の基準額の予算額を令和6年度の当初予算で計上をして、市民に大きく図書館を開放することができていけるのか、お聞きをいたします。

百田教育長は、今後、地域の皆様の要望を踏まえた新たな図書館に関する組織づくりを行い、皆様が快適に図書館を利用していただける図書館づくりに努めるとされておりますが、室戸市立図書館の新設計画や高台移転計画に今後どのように取り組まれていくのか、お聞きをいたします。計画はどのようになっていくのか、お聞きをいたします。

(7)室戸市役所の庁舎の耐震補強工事と改修工事についてお聞きをいたします。

産業厚生委員会は、令和5年10月26日から10月28日までの2泊3日で北海道の石狩市、当別町、函館市を訪問し、10月27日の金曜日に最後の函館市役所を訪問しました。市役所の庁舎は、昭和53年に完成をし、45年が経過をしておりますが、8階建ての立派な庁舎であり、地震による津波の浸水深さは4メートルから5メートルと言われておりましたけれども、現在のその位置で、庁舎の耐震補強工事と機械設備の庁外への移設工事が完全に行われておりました。建設後45年が経過をし、耐震補強と防水、防火シャッターを取り付けた地下にある機械設備の庁外移設工事の取組が最高によい方法で行われており、現在の函館市役所の庁舎をそのまま活用する方法を考えて取り組んできたと言われております。

室戸市も、この地下にある機械設備は庁舎の外側の敷地に、浸水深さより高い位置に鉄骨の垂鉛がけをした機械建設棟を建設し、燃料は3日から5日間に対応ができる燃料庫も備え付けた設備として、現地でこの庁舎の改修や改良に室戸市も函館市を見習いながら取り組んでもらいたいと私は現地を見て考えてきたことでありました。これについては市長はどのように考えていくのか、お聞きをいたします。

室戸市役所も、現庁舎でここに勤めている職員が安全で安心して職務に専念をして取り組んでいくためには、この庁舎の耐震補強工事と防火、防水シャッターの取付工事や庁舎の外には防水壁工事など施工を行い、現庁舎を安全に安心して利用ができるように取り組む、今後の対応について植田市長はどのように考えて取り組んでいくのか、お聞きをいたします。

これで第1回目の質問は終わります。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 小椋議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の市長の政治姿勢についての(1)ふるさと室戸応援寄附金の利活用についてですが、議員御案内のとおり、ふるさと室戸応援寄附金は本市にとって大変重要な財源と

なっておりまして、寄附者の皆様には改めて感謝を申し上げる次第であります。

ふるさと室戸応援寄附金基金は、お礼品や事務費のほか、市道の維持管理費、スクールバス運行経費、すこやか子育て祝金など、様々な事業に充当をし、多くの方への行政サービスの提供に活用させていただいております。なお、令和5年度実績では、お礼品や事務費以外へ8億1,000万円を充当しているところであります。室戸市の優先的な政策課題として、若者に魅力のある働く場所の確保や起業家支援、また子育てに魅力のあるまちづくりや健康づくりなどに重きを置いた利活用を考えておりますが、今後とも、ふるさと室戸応援寄附金を積極的に活用し、住民サービスの充実を図ってまいります。

(2) ホテル明星の閉鎖についてであります。

行政報告でもお伝えしたとおり、ウトコホテル、ホテルジオパーク夢路灯に続きホテル明星が閉鎖されたことは、観光振興を大きな柱として取り組んでいこうとする本市におきまして、非常に大きな痛手となっております。ホテル明星の閉鎖への対応としましては、関係課による情報収集や観光客への御案内を行うとともに、来春に予定されていた大学野球の春季キャンプへの対応を進めているところであります。ホテル明星の再開につきましては、土地、建物とも民間所有の物件であり、今後法的な整理等がされていく中で、室戸市として関与できる範囲で検討していきたいと考えております。また、ウトコホテルやホテルジオパーク夢路灯につきましても、所有者と再開に向けた協議は適宜行っておりますが、解決すべき課題もあるように伺っております。

いずれにいたしましても、室戸市の重要な観光スポットである室戸岬に位置するこれらのホテルにつきましては、民間事業者と連携を取りつつ、新たなホテルを誘致することも視野に入れて取り組んでいく必要があると考えております。既存の宿泊施設への支援につきましては、これまで行ってきた支援に加え、観光客や宿泊事業者のニーズを把握して、必要な支援を積極的に行ってまいります。

また、室戸市の観光振興につきまして、観光立国室戸との御質問に関して私なりに思う室戸市の観光振興に取り組むメリットではありますが、第一にはユネスコ世界ジオパークに認定されていること、次に空海が悟りを開いた聖地であるという他の地域と区別できる大きな歴史があることは、大変大きなメリットだと考えております。魅力的な観光地としては、第一に人であり、次には食、加えてショッピングも大切であると考えています。そして、基本的な取組として観光資源の多様化と充実が重要で、併せてインフラの整備が必要ですが、公共交通の脆弱な本市におきましては、例えばライドシェアなどの手段による補完が求められます。また、情報発信は必要不可欠な取組であります。

大きく観光の魅力や必要な取組について私なりの考えを申し上げましたが、例えば魅力の第一である人を魅力的にするためには、地域の方々が観光を支える存在でありますので、啓発や意識改革への取組が必要となります。大小様々な取組を行ってまいります。市民の皆様の御

協力をいただかないと成り立たないことでありますので、広く呼びかけていきたいと考えております。室戸市の観光振興を図る上では、これらの取組に加え、議員御指摘のとおり、宿泊施設は観光の重要な要素でありますので、引き続き施設の確保や魅力化に取り組んでまいります。

次に、(3)地域医療対策の充実についてであります。

室戸診療所と室戸岬診療所の連携について、まず室戸診療所については、本年12月1日より新体制となり、船戸医師を医院長として迎えるとともに、非常勤医師を追加で雇用し、医師の体制を強化いただいております。救急医療への対応についても、これまで主に医師1人体制であったことなどから対応のできなかった場合もありましたが、診療時間内の軽症救急患者の受入れを積極的に行うことができるよう、今後、消防本部と引受け可能な患者の判断基準や症例に応じた対応の仕方などについて協議を行うこととしております。今後、マニュアルの整備に取り組み、適切で迅速な救急対応につなげるよう取組を進めてまいります。

次に、室戸岬診療所との連携についてであります。現在の連携といたしましては、室戸岬診療所から室戸診療所への入院が必要な患者の紹介や室戸岬診療所のないCTや内視鏡、エコー等の検査が必要な場合の紹介などの連携を行っております。また、今年度、室戸市地域医療計画の改定業務を行っており、室戸診療所や室戸岬診療所の地域における役割の明確化や連携方法、今後の在り方について協議を進めているところであり、市民が安心して暮らしていける地域医療の充実に向け、引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、旧佐喜浜診療所についてであります。

当該診療所は、佐喜浜診療所が閉院した後、徳島県小松島市にあります医療法人メディカルトラストが令和4年7月1日より室戸メディカルクリニックを開院し、運営をしております。開院当初は、内科は金曜日、週1回の9時から5時まで、整形外科は月1回の診療を行っていましたが、本年9月から、内科、整形外科とも月2回、9時から5時までの診療に縮小する旨の連絡がありました。経営上の理由もあり、民間医療法人であるため、私どもも強制的にお願いすることはできませんが、佐喜浜地区の患者のために何とか週1回の内科診療は確保してほしいとの要望を重ねる中で、以前のように週1日は無理だが、週1回半日の診療であればとのことでした。10月からは週1回半日の内科診療が再び行われることとなったものであります。

しかしながら、この診療時間の短縮により、主に佐喜浜地区の患者から、通院に大変苦労している、診療時間を確保してほしいなど、私にもたくさんのお要望が届いております。こういった市民の要望を受け、本年11月に再度医療法人と協議を持ち、何とか週1日の診療ができないものか相談をさせていただきました。しかしながら、医療法人からは、市などの要望もあり、診療時間を週1回半日ではあるが確保した、すぐにまた以前の診療時間に戻すということではなく、今後この診療時間の中で診療の効率化を図っていくことや収支状況がどう変わっていく

のかなどについて検討する時間が必要であり、最低でも6か月間程度は様子を見て、今後診療体制をどうするのか判断していきたいとの回答をいただきました。

早急に解決したい課題ではありますが、当該医療法人の意見も尊重する必要があるため、引き続き診療所の運営方法について協議を行っていくとともに、あらゆる手段について検討を行い、佐喜浜地区の地域医療体制の充実に向け取り組んでまいります。

次に、(4)佐喜浜生活改善センターについてであります。

本施設は、昭和50年に地域住民の実態に即応し、農林漁家の生活改善及び福祉の向上等を図るために整備されたものであり、現在建設から48年が経過しており、耐用年数の50年に近づき老朽化が進んでいる状況であります。また、議員御案内のとおり、南海トラフ地震による強い揺れや津波による被害も予測されているため、今後におきましては地域住民との話合いの場を設けるなど、施設の在り方について意見交換を行いながら、現在地での建て替えや高台移転などに向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、(6)室戸市立市民図書館の高台移転についてであります。

まず、図書館資料の予算についてであります。

議員御案内の目標基準額とは、日本図書館協会が示した数値で、全国の公立図書館を人口規模で分け、貸出し資料数の上位10%の市町村の資料費を平均した指標であります。室戸市における令和5年度の図書購入費は、目標基準額を下回る400万円となっておりますが、令和6年度においては、一般図書の充実のみならず、専門書や障害を持つ方のためのバリアフリー図書等の購入を検討しており、基準額相当の図書購入費を見込んでいるところであります。

次に、図書館の新設計画や高台移転計画への取組について。

議員御指摘のとおり、令和5年9月議会におきまして、教育長から、現在の図書館はあと9年で耐用年数の60年を迎えることから、今後の改修、建て替えなどについて方向性を示していく時期に来ていると答弁をしております。図書館とは、図書館法第2条で規定されているように、図書、記録、その他必要な資料を収集、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設であります。近年、他市町村では、単に本を読む場所ではなく、企業とタイアップしたカフェスペースや子供の遊び場などを併設した複合施設としての整備も行われております。本市におきましても、新たな時代に即応した図書館について、その方向性を示していく必要性を強く感じております。

しかしながら、現在、庁舎問題や統合中学など様々な課題がございます。そのような中、図書館単独での建て替えや改修を検討するだけではなく、庁舎、中学校などを含めた全体的なまちづくりの計画の一部として、誰もが利用しやすい安全・安心で魅力的な図書館を目指していく必要があると考えております。今後は、市全体のまちづくり構想の中で、関係各課と協議を行いながら、これまでの利用者のみならず、子育て世代や若者の集まる場としての新たな図書館の在り方について検討してまいります。

次に、(7)室戸市役所の庁舎の耐震補強工事と改修工事についてであります。

現在地での庁舎の改修に函館市を見習いながら取り組んでもらいたいと現庁舎を安全に安心して利用できるように今後どのように取り組むのかにつきましては関連しますので、併せてお答えをいたします。

函館市防災ハザードマップによりますと、昭和57年に建築された函館市役所本庁舎では、震度6弱、津波基準水位は3から5メートルとされており、これらへの対策として、平成28年度から29年度にかけて制震装置による耐震改修工事を実施されたと認識しているところであります。

一方、本市におきましては、地震、津波発生時でも業務を継続して行うためには、地下階に設置されている設備類が被害を受けないことはもちろん、1階部分の市民課や税務課などといった復旧、復興の基本的情報を有する課の執務室についても対策が必要となりますが、現在でも紙ベースによる文書保管が多く、業務を行うためには執務室内またはその付近に関係書類が保管されていることが必要となっています。そのため、円滑な復旧、復興のためには、執務室の全てが津波による被害を受けないことが必須、理想ではありますが、本庁舎のみでの執務室の上階への移設は現状の面積では厳しく、耐震補強工事によってさらに執務室が狭隘化することを踏まえれば、一層難しくなると考えております。これを解決するために、本年6月に行われた市議との意見交換会において、本庁舎西側敷地に2階建ての新西庁舎を建設し、2階部分に本庁舎1階部分の執務室を移設すること、また併せて屋上に公用車を駐車可能にすることにより、災害復旧時に道路が使用できるようになった際の移動手段の確保や物資の運搬を円滑に行えるのではないかと提案し、複数の市議からは、賛成の御意見や、3階建てにして室内面積を広くすることで災害時での利用も考えられるのではないかと御意見もいただいたところであります。

これらのことも踏まえまして、現在市が発注しております市役所本庁舎耐震補強改修工事等概算費用算出委託業務においては、3階建ての新西庁舎整備による津波対策を想定しておりますが、いずれにしましても、御提案いただきました函館市の対策や、今後も市議会議員の皆さんから御意見をいただき、現庁舎を耐震補強し利用する場合の整備内容について、職員が安心して職務に取り組める環境づくりといった視点も持ちながら、市民の命を守るためにも、被災時に迅速に行動ができる庁舎づくりを検討してまいります。

私からは以上であります。教育長及び関係課長に補足答弁をさせますので、よろしく願いをいたします。

失礼いたしました。先ほど申し上げましたふるさと室戸応援寄附金の利活用についての答弁の中で「令和5年度実績」と申し上げましたが、言い違いでございましたので、正しくは「令和5年度予算」でございます。おわびして訂正させていただきます。失礼しました。

○議長（町田又一君） 大西観光ジオパーク推進課長。

○観光ジオパーク推進課長（大西 亨君） 小椋議員の1の(2)ホテル明星の閉鎖について、市長答弁を補足させていただきます。

ホテル明星への支援につきましては、直近5年間で、令和2年度に新型コロナ拡大防止のための休業要請への協力金として10万円を、令和3年度に宿泊施設に対する新型コロナ対策の支援金として100万円を、令和4年度に公衆浴場等への燃料費高騰対策の支援金として119万3,000円を支出しております。また、支援金等ではありませんが、令和元年度に室戸市ふるさと旅行券事業として3,000円のプレミアをつけた旅行券が利用された分として300万7,000円を、令和3年度には無料宿泊体験事業として無料の宿泊券を市が配布し利用された分として42万7,000円を支出しております。そのほか、ホテル明星への直接的な支出ではありませんが、室戸市が負担金を支出して高知県東部観光協議会が行った事業で、地域内で使用するクーポン券を宿泊施設利用者に配布する誘客促進キャンペーンにおいて、ホテル明星は宿泊施設として登録しており、一定数のクーポンを配布しております。なお、室戸市の負担金としましては、令和4年度が約1,386万5,000円、令和5年度には、予算額となりますが、約722万6,000円を予定しております。以上でございます。

○議長（町田又一君） 百田教育長。

○教育長（百田貴昌君） 小椋議員に、1の(4)佐喜浜生活改善センターと佐喜浜小学校についてのうち、私のほうからは佐喜浜小学校についてお答えをいたします。

まず、佐喜浜小学校校舎等の状況についてですが、普通教室棟が昭和43年に、体育館が昭和58年、特別教室棟が昭和62年に建築されています。これら施設の耐震化の状況は、特別教室棟及び体育館が新耐震基準での建築となっており、また普通教室棟は平成23年度に実施した耐震診断の結果、I s値が0.7以上であったため、耐震化の必要がないと判断しているところがございます。また、地震等の際に建具の転倒やガラスの飛散、壁の剥落等を防ぐために、本年度に全ての施設で非構造部材改修工事を実施しているところがございます。

議員御質問の佐喜浜小学校は津波浸水区域にあるため移転も含めてどのように取り組まれていくかについてですが、本年度策定しました室戸市保育所及び小中学校適正規模・適正配置実施計画（案）では、小学校については当面の間、統廃合は行わず、地域に存続させるとしていきます。一方、吉良川小学校以外の全ての小学校が浸水区域内に位置していることから、浸水想定水位、避難場所への経路や距離、急傾斜地の有無などを総合的に判断し児童や教職員の安全が確保できないと考えられる場合は、高台移転、統廃合を行うとしています。佐喜浜小学校につきましては、学校の近くが浸水区域外であることから……。

○議長（町田又一君） 携帯を誰か消してください。

○教育長（百田貴昌君）（続） 避難場所までの経路や距離などを総合的に判断し現在地に存続させるとしており、現時点では移転を考えていないところであります。しかしながら、浸水区域内に位置していることもあり、避難訓練等を計画的に行い、状況に応じた的確な判断の下

に自らの安全を確保するための行動ができるよう、防災教育の推進に努めてまいります。

次に、1の(5)室戸中学校の高台移転と統合中学校についてお答えいたします。

まず、1点目の新しい中学校の開設費用はどのように試算をし、全体の総額は幾らかについてですが、総額につきましては、現時点で約31億3,000万円と想定しております。事業費の内訳としましては、用地費が約1億3,000万円、校舎建築費が約20億円、体育館及びプールの建築費が約10億円となっています。試算内容としましては、敷地面積1ヘクタール、校舎面積3,000平方メートルを想定し、それぞれの単価を面積に掛けて用地費、造成費、設計監理料等を試算しています。また、体育館及びプールにつきましては、県内の他自治体の事例を参考に試算しているものでございます。なお、校舎建築費用20億円及び体育館、プール建築費10億円については、試算の際に資材の高騰も加味、2割増しにしているところでございますが、今後も資材の価格等が高騰し続けた場合には事業費の見直しが必要になってくると考えております。

次に、2点目の様々な手続がある中で新しい統合中学校は令和10年度に開校できるのかについてでございますが、現在、令和10年4月の開校を目指して取組を進めている状況でございます。

まず、中学校用地の候補地につきましては、室戸高校周辺の複数の箇所を対象に校舎、体育館、プール、グラウンド、進入路などの整備において最適な用地を選定するための候補地資料作成委託業務を行い、本年9月に委託業者より市に報告書が提出されてるところでございます。また、この報告書を基に、10月より庁内関係課職員11名を委員とする室戸市統合中学校用地候補地検討委員会を立ち上げ、各候補地の現状確認、メリット、デメリット及び課題への対応策などについて協議を行い、その検討結果を12月5日、市長に報告をしたところでございます。

今後につきましては、今議会への関連議案を上程してありますが、学識経験者、学校関係者、生徒の保護者、住民の代表者などを委員とする候補地選定委員会を令和6年1月中に立ち上げ、最終的な候補地を令和6年2月中に選定する予定としています。また、施設整備の今後のスケジュールとしましては、令和6年度中に用地取得及び施設の基本設計の策定を行い、令和7年度に施設の実施設設計の策定及び造成工事、令和8年度当初より本体工事等に着手し、令和9年中の完成を計画してるところでございます。

次に、3点目の中学校の統合に反対されている地区にある中での今後の取組と4点目の各地域の意見や条件を集約して令和10年度に開校できるのかについては関連がございますので、併せて答弁させていただきます。

中学校の統廃合につきましては、これまで地域説明会や意見交換会及びパブリックコメントなどでも様々な意見が出されております。地域に学校を残してほしい、いじめなどで学校に行けなくなった場合の選択肢がなくなる、通学中を含め災害時の安全対策が不安であるといった

意見がある一方、生徒数が減少する中では統合は必要である、災害から子供を守るために移転は必要であるなどの御意見をいただいているところでございます。

また、出された御意見の中で解決が難しい課題もあることから、統合に伴う配慮を要する事項への対応につきましては、今後設置を予定しています学校のあり方検討委員会等で協議を行い、令和10年4月の開校に向けて準備をしております。なお、本市の保育所及び小中学校の適正規模・適正配置につきましては、現在教育委員会で議論を行っており、最終的には市長部局との協議の場である総合教育会議を令和6年1月に開催し、方向性を決めることにしています。以上でございます。

○議長（町田又一君） 健康管理のため11時20分まで休憩をいたします。

午前11時3分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小椋利廣君の2回目の質問を許可いたします。小椋利廣君。

○9番（小椋利廣君） 9番小椋利廣。2回目の質問を行いたいと思います。

まず、1番目にふるさと室戸応援寄附金の件ですけれども、市長は何じゃら言いもって簡単にしか答弁せざったけど、今年もふるさと納税は相当数、今現在も約10億円近く来ちゃうという話は聞いておりますけれども、ふるさと納税は今までも企業立地事業費補助金とかということで、相当数、1億数千万円はそういうことで補助金をやってしもうてないということになっちゃうわけですけれども、今回もこの議会に水道料金の値上げが提案をされております、水道料金。そういった水道料金の値上げが提案されているということについても、これらふるさと納税を使って何とか全体に行き渡るような方法の支援はできないのか。どうですか、市長。

それから、今回水道料金が値上げの申請が出ちゃうわけやけど、この水道の施設については、非常に配水管も……。

○議長（町田又一君） 小椋議員。

○9番（小椋利廣君）（続） はい。

○議長（町田又一君） 通告にない質問はやめてください。

○9番（小椋利廣君）（続） 通告って、ふるさと納税の話しゅうやか。

○議長（町田又一君） 水道料金の話。

○9番（小椋利廣君）（続） ふるさと納税を水道料金の関係のものに利用することはできんかと言ゆうがやきん。ほんながやったら、何ちゃ言えんなるやか。ふるさと納税を、今回水道料金の値上げをされゆうきん……。

○議長（町田又一君） 続けてください。

○9番（小椋利廣君）（続） そういうことで、水道料金も今回料金が値上げをするという提

案がなされちゅう中で、こういうふるさと納税で来た分が今約10億円ぐらい来ちゅうという話の中で、そういうものも補助金として使えんか。ほいで、また水道施設も、随分と地下にある中の配水管や送水管なんかも石綿管がだいぶ残っちゅうわけですわ。人間の毎日の健康に利用する、そういう施設にもこういうふるさと納税の金を使うて、早く施設を改善、改良していくということにつなげていくのがこれが一番の方法じゃないかなというふうに私は考えちゅうわけやけど、補助金をやってしまうやという話やなしに。そういった重要な、人間の命の源を大事にしていく水の施設に利用できんかと、送水管や配水管を耐震化にする。石綿管がそのまま残っちゅうわけですわ、まだ、市長。2キロも3キロも、この近くで。地下にあるき分からんやろうけどよ。石綿管が残っちゅうわけですわ。そういうものにも早く対応していくためには、こういうふるさと納税のお金も利用していくことができんかということをお聞きをしたいと思います。

それから次に、ホテル明星の話ですけど、さっきの市長の答弁では何か新たなホテルへの取組を考えていくというふうな話があったと思いますが、答弁の中で。観光スポットにするためには新たなホテルへの取組、これはどういうことですか。新しいホテルを造るということですか。新たなホテルへの取組をしていくということが言われております。そこを詳しくお聞きをしたいと思います。

明星がなくなった、閉鎖になったきん、新しいホテルへの取組をしていくというふうに話をされたと思います。明星の話につきましては、いろいろな話が出ておまして、新聞に載ちゅう中では、室戸市は財政に余裕がないと思いますけれども、この新聞の中では佐賀温泉、黒潮町営に、大きく記事が出ていましたと。室戸のホテル再開も可能じゃないかと思いながら読みました。民間の施設だからと知らぬふりをしないで、室戸市長、室戸市議会は本腰を入れて議論をすべきだと思いますがどうですかというような記事も載ちゅうわけですわ。ただ、ほんやきん、民間の施設やきんってほってしまうやなしに、そこらあたりは、行政としても市長、載ちゅうわけですわ。議会も対応して取り組んでいかなければならないのではないかとというふうに載ってます。こればかりを読みよってもいかんきん、そういうことを今後新たなホテルへの取組とかで。これは、今回のこの新聞の中でもゴースト岬、廃墟観光ということになっちゅうわけですわ。

今後、まだまだ市長の話では、関西圏との交流を大事にしていくためには観光立国室戸岬を売り出さないかん、そういうためには宿泊施設が大事やということをして市長、今までずっと言うてきたやないですか。そうすると、こういうふうに宿泊するホテルがないなってきたら、全く人を呼べんですよ。そういうことへの取組を早急に考えていかないかんが、どういうふうに対応していくのかお聞きをしたいと思います。

それから、地域医療対策の充実についてでございますけれども、これは佐喜浜診療所のことについてお聞きをしたいと思います。

市長も、私のところにも佐喜浜診療所の件については随分と電話がかかってきゆうというふうに言われておりました。僕のところにもしよっちゆう言うてきよります。何とかしてくれませんか、小椋さん。佐喜浜診療所は昼までしか診察をやってくれんきん、金曜日に。昼からでなかったら行けない者については、全然利用ができません。さっきの市長の答弁では、徳島県の小松島市の医療を担当していきゆう先生の話では、収支状況の変化も考えていきながらというふうなことを市長は答弁をされよったと思います。

例えば、この佐喜浜診療所が収支の問題で赤字やということがあってもやね、そういうときには、やっぱり室戸市の行政として、このふるさと納税でもそういうところに使うて、市民の健康の安心・安全を守っていくためにはそういうところにもお金をつぎ込んででもやってもらう、そういう方法に取り組んでいかなければいけないやないかと。市長、私はそういうふうに思いよりますけど。ただ、赤字やきんやりません言うだけやなくて、民間の病院が赤字やなかったら、午後も一日やってもらうために赤字の部分を、そしたら市でも補填するきんやってもらいたいということで話をしていくのが行政の話、トップの話やないですか。市長、この点についてお答えをいただきたいと思います。

それから、佐喜浜生活改善センターの話と小学校の話は、浸水区域にあっても、現時点では移転は計画をしよらんということやきん。

(5)の室戸中学校の高台移転と統合中学校についてお聞きをしたいと思います。

先ほどの百田教育長の答弁では、全体の金額は約31億数千万円というふうに答弁をされておりました。これは、2割増しの単価でそういうふうには計算をしたというふうに言われておりましたけれども、何年の時点での単価、これ実際に建築を始めるのが先ほどの話では本体の着手は令和8年頃やと、こういうふうには話があったと思います。今の段階ではじいたものが31億数千万円か、令和8年を目標にしてはじいたものが31億円か、この付近はどうなるがですかね。これ、随分違うてくると思うよ、僕の思いでは。これほど大きく物価が高騰し、いろいろな資材が高騰していきゆう中で、2年、3年も違うたら随分大きいと思うわけよ。これらのことについてどういうふうに対応していくか、またこの31億円余りの中で、補助金はどればか、国の補助金は幾らか、それから県の補助金は幾ら出るのか、市の実際の市費の持ち出しは幾らになるのか。この付近はどういうふうになっていくのかお聞きをしたいと思います。

それから、(6)の図書館、この前の図書館の話ですが、図書館の目標基準額、先ほどの市長の答弁では、基準額は相当数を見込んでいくというふうに答弁をされたと思います。ほんで、実際の標準額の840万円、この予算は組めていけるのか。そして、この図書館も、小学生や中学生、高校生、こういう生徒たちの利用が、私が思うに非常に少ないんじゃないかなというふうに思いよります。図書館へ入っていく子供たちの数が非常に少ないんじゃないかな。高知市の図書館のオーテピアでは、小・中学生、高校生、そういう生徒の利用が非常に多いように思いよります。今後、例えば来年の予算で840万円の予算が組めたとしたら、どういう本を買う

て、生徒たちに大いに利用していただいて、子供らの学力の向上にはどういふふうにつなげていくのか、ここらあたりを聞きたいというふうに思います。

それから、最後に(7)の市役所の耐震化の話ですけど、市長は、先ほどの答弁では、1階の執務室が現状の今の庁舎では非常に狭過ぎていかんという話があったと思います。西側に、2階建てか3階建てか分からんけど、そこらあたりを建てて、津波から職員を守りながら執務ができていける体制をつくらないかんというふうに答弁があったと思います。私も先ほど函館市の話をしましたけれども、この庁舎も耐震補強せにゃいかん。その庁舎を耐震補強するためには、そこへ、市長、写真も回しておりますよね、耐震補強工事の写真、それから……。

○議長（町田又一君） 小椋議員、ちょっと待ってください。

携帯が鳴っているようです。スイッチを切ってください。続けてください。

正会に復します。

○9番（小椋利廣君）（続） 機械設備の写真も、そこへ、市長のところにも回しちゅうと思います。こうやって、函館の市役所らも、地下にあった機械なんかは全部外へ出して、それから機械設備棟を造って、ここには屋根もなかったけど、新たに造るとしたら屋根も造って、燃料は3日から5日間ぐらい利用できる程度の燃料の備蓄もするというのでやってきちゅうわけですわ。耐震にしてもすごいですよ、このやっちゅう耐震補強の設計が、実際やっちゅうことも。そういうところも設計も見習いながら、この庁舎も耐震補強をちゃんとやれば、十二分にまだもっていけると思いうわけですが、この付近をどういふふうに考えていくのか。それから、この周囲には、全部が全部、防水壁でもないかも分からんけど、そういうものもやっていかないかん。そういうふうな取組をどういふふうにやっていくのか。それから、今後この庁舎を利用していくためには、どういふふうなことを考えていくのかということが、耐震補強も含めてですけど。これ、函館市では3メートルから5メートルというふうに市長も答弁があったわけですわ。僕が聞いた話では、4メートルから5メートルということを言いよりましたけど。そこらも、そういう浸水区域に庁舎があっても、耐震補強もやり、それから機械設備も移設工事をして、それからあそこの職員さんらも和気あいあいと仕事をしゅう……。

○議長（町田又一君） 残り5分です。

○9番（小椋利廣君）（続） はい。というふうに思いよりますので、その付近の答弁をよろしく願いをいたします。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 小椋議員の2回目の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

6点の質問をいただきました。

まず、1点目、ふるさと納税に関係をして、水道料金あるいは水道施設の整備事業にそうしたふるさと納税の資金を充ててもっと積極的に事業も進めていかなければならないんじゃない

かという御指摘でございました。御案内のとおりですけれども、水道会計は企業会計になっておるといことで、独立採算制というのが基本的な……。

(発言する者あり)

○市長(植田壯一郎君) (続) 関係にあるといことで、それが基本ですので、これにふるさと納税を充てることができるかどうかといのは、しっかりとした議論が必要じゃないかなといふふうに思いますので、少し時間もいただきながら、検討もしてみたいなといことを思います。繰り返しになりますけれども、水道事業における企業会計といものは、水道を使う方が料金を払って、その中で事業をしていくといような基本スタイルになっておりますことは御理解をいただきたいと思ひます。

(発言する者あり)

○市長(植田壯一郎君) (続) 2点目のホテル明星の件について御質問がございました。

議員御指摘のように、民間のホテルやから行政が何もしないとい姿勢では全くありません。全力で協力をしおうて、情報交換もしながら、応援のできるどころだとか、あるいは行政として、ホテルがなくなったときにやっていけるところを見いだして、時を置かずに、しっかりと取り組んでおりますことは御理解をいただきたいと思ひます。

それで、1つ具体的に御指摘のありましたのは、新たなホテルの取組を言われたけれども新しいホテルを建てる気かと、こういうことではありますが、実は私、県議会議員の当時から、室戸にはビジネスホテルのような、修学旅行のことを考えても、100人規模が泊れるぐらいのホテルが欲しいなといことをいろんな方に相談をしてきた背景もあります。今の時点でも、そうしたホテルの誘致ができないか、いろんな方々と相談をしている状況もあります。御指摘のように、ホテルウトコの問題も、この3年間余りそれにお答えしましたように、ホテルのリニューアルに向けて、再建に向けて取り組んだプロの方々ともお付き合いをしながら、何とか室戸のホテルの再興、再建に向けて一日でも早く取り組めるような体制が今整っておるといふうに私は受け止めておりますので、結果を出せるようにこれからまた全力で取り組んでいきたいといふうに考えております。

(発言する者あり)

○市長(植田壯一郎君) (続) 誘致をするとい考え方でございます。

○議長(町田又一君) 議席でのやり取りはやめてください。

○市長(植田壯一郎君) (続) 3点目でございますが、佐喜浜診療所についてでございます。

これも赤字だからやらんといことでなくして、これもふるさと納税のことのお話もかけてでございますけれども、赤字であつたら、そういった資金も使つて行政が応援してでも、佐喜浜地域を主とする医療といつた非常に大事なことなので、住民の心配のないように市は取り組むべきじゃないかとい御質問でございましたが、議員としての御意見を大変ありがたく受け

止めております。実際、そうしたことに向けて、佐喜浜の診療所、徳島県の小松島市の医療法人が来てくれておりますけれども、そこが赤字やからといって室戸市の公金で補助しますと、ほかの病院への対応も、当然公平という物事からは考えていかないかんといったようなルールもつくっていかねばならないということもありますので、そうしたことも併せて何か手だてではないか、あるいは補助を出すということよりもっと違う形での方策もないか、担当課内部ではしっかりと今議論しておりますので、もう少し時間をいただきたいというふうに思います。

4点目でございます。

中学校の高台移転ということで、これ、できたら、またあと担当課のほうでも補足をしていただけたらというふうに思いますけれども。今の31億円余りの2割増し増の予算見積りは、今時点のことなのか、8年度のことなのかということ、これは担当のほうからも補足がありましたらお答えをしていただけたらというふうに思います。

それと、5点目に、図書館の件についてでございます。

議員の御質問のありましたような基準額840万円というふうに試算がされておりますけれども、昨年度は400万円の予算しか計上ができておりませんでした。今年につきましては、1回目でも答弁をさせていただきましたように、普通、一般的な図書だけでなくして、専門書や障害を持つ方のためのバリアフリー図書の購入などを検討しております。基準額相当の図書購入事業費になるという見通しでありまして、当初予算の査定はこれから詰めていきますけれども、そうした議員御質問の御指摘にも照らし合わせながら、しっかりと教育の問題でありますので、応えられるように対応を検討していきたいというふうに思います。またあわせて、そうした図書が学校現場でどういうふうに反映されて、教育の向上につながっているのかといった御質問もありましたが、これも併せて教育委員会のほうでお答えができたなら、よろしく願いをしたいと思います。

最後に、6点目に、市役所庁舎に関連してであります。

これは、函館市の市役所を調査されて、写真もたくさん頂いて拝見させていただきました。御案内のように、函館市は26万ぐらいの人口都市でありまして、庁舎の規模も全く違う大きさでもありますし、確かに波の来るところに耐震化をされて、利用されて、職員も安心をしているような趣であるという今御意見もございましたけれども、函館市の市役所調査、全額で何ぼかかっているかは情報がありませんけれども、そうした大きな庁舎を建て直すということと耐震化をするということとを判断をされて、現在の制震装置の設置をされての改修ではないかとお見受けしますが、制震装置というのは写真を見ても分かるように、大型ロボットのようなアームなんかを整備されて、事業費も莫大じゃないかなというふうに思います。また、制震装置というのは全国的にもまだ例が大変少ないということもありますので、いろいろな情報収集をしながら、そうしたことも踏まえて今後検討していきたいと思っております。私からは以上でござ

います。

○議長（町田又一君） 百田教育長。

○教育長（百田貴昌君） 小椋議員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

統合中学校の高台整備の費用でございますが、これは令和5年3月第2回の一般質問で質問がございまして、御答弁させていただいておりますので、それを御説明させていただきます。

これは、令和4年度の整備費用の見込額の2割増しで31億3,000万円を計上しております。国庫補助金が15億6,500万円、起債が15億6,500万円、そして起債のうち7割は国の交付税措置がございまして、市の実質負担額は3割分の4億8,000万円として計上しております。ただ、今後も資材等の高騰が続く場合は、事業費の見直しが必要となってくると考えております。以上でございます。

○議長（町田又一君） 小椋利廣君の3回目の質問を許可いたします。小椋利廣君。

○9番（小椋利廣君） 9番小椋利廣。3回目を行いたいと思います。

まず、先ほどの市長の答弁の中でも、佐喜浜地域医療対策の充実について、佐喜浜診療所の問題は地域の人が非常に不安も持っているし、どうしても一日やってほしいという願いがずっと来ります。これについては、ぜひとも市長、一日できるような方法で取り組んでやってくださいや。ぜひとも、私からもお願いをしたいと思います。

それから、7番目のこの庁舎の耐震補強工事についてですけれども、この前に、安芸市の新しい庁舎が新聞にも載っておりました。この新しい庁舎を見てきて、市長も、非常にすばらしくよい建物で、取り組んでいこうかなという思いを持ったかも分かりません。しかし、私も県立のあき病院へ行くたびに、安芸の高速道路の山側に新しい庁舎ができゆうところをずっと私も観察をして見てきました。この安芸市の新しい庁舎は、安芸市の独自の取組で、安芸市が取り組んでやってきたということでもありますので、我々室戸市はこの令和5年2月の住民投票の結果では新築移転は反対であるということの結果が出ておりますので、市長は、それを肝に銘じて、今後の行政の執行に当たってもらいたいと、このように考えております。

これで3回目の質問を終わりますので、答弁は要りませんので、ぜひともよろしく願います。

○議長（町田又一君） これをもって小椋利廣君の質問を終結いたします。

昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

午前11時49分 休憩

午後1時0分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、澤山保太郎君の質問を許可いたします。澤山保太郎君。

○7番（澤山保太郎君） 7番澤山です。順次質問を述べますが、質問の中で具体的事例を挙げる場合がありますけれども、それについては答えても答えなくてもええですんで、質問だけ

答えていただきたい。

第1番目に、室戸の地場産業の復興についてであります。

これは、先ほどの小椋議員もかなり観光などについて質問がありましたが、市長は一体、室戸市の産業復興について、主にどういうことに力を入れようとしておるのかね。今まで、5年目ですが、どういう成果を上げたかということなどについてお聞かせ願いたいと。

具体的に言えば、例えばエネルギーの利用は非常に有望だと思うんですが、太陽光発電とか小水力、あるいは風力、あるいは深層水を利用した温度差発電とか、あるいは揚水発電、バイオ発電、こういったものを各所で取り組まれておるんですが、こういうエネルギー事業、具体的に何かやるというような考えはないのかということですね。

それから、水産業、遠洋漁業などがかなり低調な状況ですが、養殖業というのがこれも各地で行われておるわけです、魚介類や海藻類などですが。こういう養殖業なんかに対して、昔はヒラメの養殖なんかもやっておったんですが、新たな計画とかというものはないのかどうか。そういう地場産業をどのようにして復興させるかということが最大の我々の任務だと思うんですが、具体的にこういうことをやるといって、こういう計画だということをして説明してもらいたいと思うんですね。こういう1次産業などにおいては、地場産センターの建設というのが非常に重要になってくるわけですね。売れるということが分かってきた場合には生産活動も活発になることは明らかでありますので、地場産センターを1つ室戸の中心部に造るというような考えはないかどうかということもお聞かせ願いたい。

1次産業で農業という点が非常に重要になってくるんですが、農地の再開発、要するに荒れた放棄地がたくさん広がっておるんですが、やはり我々の先祖からそこで水産活動をやってきたわけでありまして、これを放置することはいけないと、再開発をする必要があると。山についてもそうですね。間伐なんかもなかなか山の持ち主がやるというのが難しい状況ですので、放置されてるんだ。こういう間伐の部隊なんかもつくって、切り出したものを製材して商品にするというようなことなんかもやれるんじゃないかと思うんだよね。

観光の面で言えば、一番大きな問題は、ホテルと旅館というものが今室戸市では壊滅的な状況で新聞にも大きく書かれたわけでありまして、室戸市は国民宿舎というものを持つたわけなんですよ。条例にもあったんです。今条例も何も廃止されておるんですが、その国民宿舎の残骸が山の上に残っておるわけで、あれを使うということは難しいですが、新たにシレストなどの温浴施設の近くに国民宿舎を再建するとかかなりのお金がかかると思うんですが、これはふるさと納税などのお金を使って国民宿舎の屋上にはプラネタリウムを建設する、1億円ぐらいかけてやればプラネタリウムも相当見どころのあるものができると思うしね。それに加えて高性能の望遠鏡を10本か20本ぐらい設置すると、100万円ぐらいもかけてやれば、相当強力な望遠鏡を設置することができると思うんだよね。こういう観光といっても拠点施設、目玉商品というものを用意しないと、ジオパークだけで岩を見に行きたいんだという人がおるかもし

れないけど、1回来たらもう二度と来たくないというな、そういう人の声も聞こえてくるわけです。プラネタリウムなどのそういう目玉商品をやっぱり構えると、ホテルもちゃんと持つてというふうなことが必要だと思っております。国民宿舎を再建するつもりはないか、国民宿舎を再建して、それを核として潰れているホテルなんかを支援していくということもできると思うんだよね。それについてお答え願いたい。

次に、防災対策についてですが、民家の耐震化の状況についてですが、この進展状況はどうか、まだ相当耐震の診断ですらも満足にできていないところもあると思うんですが、ここ数年のうちに全て診断はやってしまう、補強も援助するということを目指したらどうかと思うんですが、そういう計画はないか、お答え願いたい。

老朽家屋の撤去、整理の問題についてもそうですが、持ち主が不在だとか、誰が相続することになるとるか、なかなか確定しにくい面もあるんですが、いろいろ国の法律もできていることでありますから、国道はもちろんですが、特に市道沿いの老朽家屋は早急に始末しなきゃならないんじゃないかと思うんですが、その状況をお聞かせ願いたい。

避難道路の整備、これは今どこの避難道路を重点的にやろうとしているのか、吉良川の西灘の裏手の西灘山手線なんていうものはもう50年ぐらい前からやいやい言われておって、救急車がそこへ入り込んでいったらバックオーバーじゃないといけないと、Uターンするのに5分も10分もかかるというような、そんな状況でほったらかしにされてるわけよね。そういうこともあるんですが、ほかにも避難道路、主に市道ですが、市道の整備はどういうふうに計画してるのか、これらは早急にやらないかと思うんですよね。

それから、市役所庁舎整備の問題なんですが、この西庁舎の建設も含む補強工事の見積りをするという委託料、この委託料の入札がこの間あったわけでありましたが、それが最低制限価格ぴったりのやつが出てるんだよね。予定価格は2,166万円だったの、最低制限価格で落札した場合1,658万円ですべて落としておるわけだ。こんなふうなことが偶然起こるということはある得ないんだよね。最低制限価格というのはもちろん秘密であるわけですし、この件については入札価格も予定価格も秘密だったわけ。最低制限価格をあらかじめ知っていなければ、こんなにぴったりとした落札ができるということは考えられないんだよね。人間業では考えられないんだよね。何か人間業が入ったんじゃないかという疑惑を持たざるを得ないわけだ。これについて合理的に説明してもらいたい。しかもこの業者はハウジング総合コンサルという業者ですが、何か20日の庁舎整備問題についての議員説明会があるときも、このときの呼ぶ業者がハウジング総合コンサルだというんだよね。しかし、こういう最低制限価格、おかしな落札状況を示している、そんな業者を呼んで説明させていいのかというんで、しかもこれは非公開だというんだよね。議員と執行部だけで非公開でどうしてこの庁舎の整備問題についてやらないといかんのかね、秘密裏に議員と示し合わせてやったというふうに批判されるわけよね。ぜひこれは公開させてもらいたい。

ほれから、業者を呼ぶんやったら、耐震診断をやった業者がおるわけよね。診断書を市長に渡してるわけよね。そのキュウアンドキュウなんかの耐震診断を実際にやった業者を呼んできて説明ささないかんわけよね。その点で、どうしてこんな疑わしいハウジング総合コンサルなんというものを呼んできて説明させるのか、僕は非常にいぶかしく感じておるわけでありませう。

それから、庁舎整備ということについては、市民に説明会を何度もやっとなるわけやね。その中で、私はそんなこと言っていないというけども、豪華なものを造らないかんとか、ぜいたくなものを造らないかんとかということを実際に言うてるんだよな。私はそんなこと言っていないと、議事録にそう書いてあるのをどうすることもできんわけよね。防災のためじゃなくて、豪華な、豪華なものを造る、見栄えいいものを造る、それで若者はUターンしてくるんだということまで言うとなるわけや。そういう考えで庁舎の整備問題をやられたら困ると思うんだよね。やっぱり耐震性がしっかりしたものを仮に新しく建てるとしても、補強工事でええわけだと思っただけですが、庁舎を建てるのに見栄えとか、PRって、PRという言葉も使ってるんだ。PRのためだとかという、そんな余計なこと言ったら、やはり市民が疑惑を深めるわけです。その点について、もう一度防災のためだと、それ以外の何物でもないということをはっきりと言うてもらいたいと思うんだよね。

それから、今でも今日にも明日にも大きな地震が来て津波が来る可能性があるわけで、そのためには津波、浸水に備えて、機器類、大事な機械類、書類、あるいは人もそうやけども、安全なところに、上のほうに上げるというふうなことを、これはもう既に着手しておらなならんわけですけども、どうもそんな様子が全然見られないわけよね。新しい庁舎を建てて移ると市長が言うとなるけど、それまでに10年ぐらいかかるわけよね。それまでに津波が来ないとは限らないわけですね。だから、今すぐにはできることをきちんとやっていくということが必要だと思うんだよね。どうしてそういうことをやろうとしないのかを教えてもらいたいと思うんだね。

それから、その次に、全体の質問をざっとやっていきますので。

企業立地促進補助金、これは3,000万円とか、2,000万円とかという大きなお金が出てくるわけですね。ふるさと納税などのお金が使われとなるわけよ。この効果というのは一体どういう効果があるのか、金持ちに絞って渡してるわけ。それ、ちゃんと要綱に書いてあるんだよね。銀行から融資を受けられるようなそういうものじゃないといかんとか書いてあるわけやから、銀行から融資を受けるようなそんな企業なんていうのは、やはりちゃんとした資金を持って仕事しとる、そういうところ。そういうところにしか渡さんという、僕から言わせたら金持ち優遇だよな。

こういう莫大なお金を出したけども、どんな効果があったのかやね。従業員が増えたとかなんとかというけど、ほとんどがパートなんだよね、時間給の人。実際に稼働してるかどうかも分からないというところもあるんだよな。市民の声では、効果というのは選挙の効果が絶大じ

ゃないかというようなことを言ってるんだ。地盤づくりのために補助金が使われてるんじゃないかという、そういう市民もおるわけでありまして、まさか、そんなことはないと思うけど。その点、疑惑をきっぱりと払って、こういう効果があったんだということを説明してもらいたい。この補助金については、いろいろいうわさじゃないんだけど、誰か議員が口利きをしたんじゃないかというわさが広がってるわけです。そんなことはないと思うんだけど、そういうわさが出てるといことは事実であるので、これについて、きっぱりそういうことはなかったのかということの説明してもらいたい。

本年度はどういうわけか予算措置がなかったわけ、毎年6,000万円ぐらい予算措置を植田市長になってからやり出したわけ。今年はどういうわけか予算が組まれていないんだよね。何か要綱の見直しをしてるんだという話ですが、一体何を見直すのか、予算措置をしなかった理由は何なのか、お聞かせ願いたいね。

この予算については、今申しましたように金持ち優遇の制度であって、莫大な金をただで渡されとる。これについてはごうごうたる非難があるわけですから、これはもう廃止すべきだと、見直した後でまたやるというようなことじゃなくて、もう廃止するという、そういうことを宣言してもらう必要があると思うんだよね。補助金にはほかにも小口の——小口といっても200万円ぐらいの大きなお金であります——補助金も出てるわけだよね。正式な名称をちょっと忘れましたが、企業を立ち上げたりなんかするときに200万円まで支給すると。この補助金についても、どんな効果があるのかということなんだよね。これなんかも市民の間では選挙対策としては非常に効果が高いんじゃないか、もらった人は絶対、くれた人に投票に行かざるを得ないわね。そういうふうな声も上がっておりますので、具体的にこういう効果があった、今後もこれを続ける必要があるということの説明してもらいたいと思うんだよね。

その次に、室戸市の行政仕法についてであります。東の川、佐喜浜川の架橋工事、この計画自身がどうもずさんじゃないかというんだよね。佐喜浜川も東の川も今ある橋を補強すれば十分じゃないかと思うんだよね。東の川なんかにおいては、仮の橋を造るのに物すごくお金をかけよるわけよね。今も工事が1億1,000万円か知らんの部分的な工事が行われてる、もうこれまでに数億円使ってるわけ。しかも、それを工事が終わったら撤去するというやつで、誰が通るために仮の橋を造ってるんだという、それは工事関係者の車両が使うだけだと、こうなってるわけ。目的が済んだら撤去される、そのために5億円も6億円も莫大な金をかける必要があるのか。実際、あそこの東の川の橋は補強する必要はあるとは思わなくても、何もやり替える、ぶち壊して新しい橋を建てないかというようなものじゃないわけ。しかも、日南から傍士を抜ける新しい道路もできてるわけよね。そうすると、あそこの今架け替えをしようとしている橋は、実際にトラックやそんなものは通らないわけよね。近くの人が、自転車とか、バイクとか、あるいは軽四とかというものでちょっと行き来するぐらいのものしかないわけ。そういうものに、総額合わせたら10億円近いお金をかけるなんていうの、そんなずさんな、ばか

げた計画はないと思うんだよね。住民説明も十分になされていないんじゃないかと思うんだ。この点について、東の川について、佐喜浜川についてもそう、佐喜浜川も補強工事で十分だと思うんだよね。これは野根のほうでもあるいは海部のほうでも、同じような時期に造られた橋が架かってるわけですが、皆補強工事でやってるわけよ。あそこの佐喜浜川の長い橋を架け替えるといったらまた10億円単位のお金が要るわけだね、そんな必要は僕はないと思うんだよね。

それからその次、エフビットの通信事業料金ですが、これはエフビットで通信をお願いすると5万円ぐらい取られるんだ。そうしたら、お金がかなりある人じゃないと利用できないということになるんだよね。もっと簡易な、簡便な方法で1万円ぐらい出せば、要するに線をつなぐだけのことだから工事費でええわけよね。権利金か何かを取られるような、そんなやり方をちょっと改めてもらいたいと思うんだよね。だから、それだけそこのエフビットの会計が苦しいのかどうか、そういう状況を説明してもらいたいんだよね。

その次に、医療費請求事務の懈怠というか、怠ったということで莫大な損害を被ったわけよね。600万円、700万円というやつを数年間にわたって請求事務をしなかったんだ。ところが、その責任を問われたら、市長も課長もそういうふうに請求事務が遅れてるっていうことを知らなかったというんだね。知らぬ、それが一月や二月知らなかったんじゃないんだよ。2年も3年もの間知らなかったって、だから請求事務が遅れて、そして請求できないような時効にかかって損害が出たわけよね。課長やら市長が知らなかったで、そんなことが通るかということだよ。全責任はやっぱり幹部が持たないかん。地方自治法で職員の損害賠償は課長補佐以上となつとるわけよ。しかし、実際に損害賠償を食らつとるのは、ずっと下っ端の入りたての職員が給料から全部引かれておるわけよ。こんな職権濫用というかパワハラだな、文字どおりの。第一知らなかったというのは一体どんな行政を行っているんだ。毎日のようにみんなが何をしてるかってことを、課長や課長補佐は把握せないかんのよね。そんなことを知らなかったということでは通用しないと思う。

それからその次に、ごみ袋のこと、この間も言うたと思うんだけど、ごみ袋に係る費用が、それをどっかで注文してごみ袋を作ってもらうんだけど、その費用と、それを販売したときの売上げの費用は倍以上の差がある。そんなんでもうける必要はないと思うんだよな。だから、ごみ袋10枚400円か500円のやつを買えないので、一枚一枚を分けてもらって買ってる人もおるぐらいだよ。そういうことを考えたら、半額にしても何も損しないわけよね。ただにしてもええぐらいだと僕は思うんだよね、ごみをなくするために協力してもらおうということだね。そういう市民の立場に立った行政をお願いしたいと思うんだが、どう考えとるかね。

それから、西山馬路の農道の現状ですが、馬路の農道の状況は入り組んでおって非常に難しいんですが、3分の1ぐらいは舗装されてないんだよね。だから、農地が広がってて、畑、作物を作ってる農民がかなりおるんだけど、その人らが、特に雨が降ったときなんかにはどろ

どろになって、タイヤが食い込んでよう進めないと言うんだよね。だから、生産意欲をそがれるというふうな状況になつとるわけよね。あそこの農地は非常に肥えておるわけですが、隅々まで開墾してもいいというふうな生産意欲を刺激するような整備はねこれはぜひともやる必要があると思うんだよね。特に、西山馬路のほうの東のほうは中学校があつて、中学校はその馬路の上のほうへ逃げてくることになつとるわけよね。避難道が一応あるんだけど、中学生が上がってくるには非常に険しい避難道で整備が何もされてない。上へ上がってきても、人の畑しかないわけよね。人の畑を学校の先生が草を刈ったりして、そこが避難場所になるって言つとる。地権者に相談も何もなかったというような話なんでね。しかも、上へ上がっても道が泥んこの状態だよね。そういう状況では農道としてももちろん問題があるけども、避難する道としてもよくないと思うんだ。西山を1つ取り上げたんだけど、ほかのところもそういうふうな第1次産業の農業の基盤整備というものを計画的にやつとるのかどうか、それを聞きたいと思うんだよね。

それから、この西山の話でほかはどうか知らないんですが、サツマイモの元枯れ病が広がっているようなんだよね。ここ1年、2年ぐらいぼつぼつ出てるけども、二、三年のうちには全体に広がってサツマイモが取れなくなるんじゃないかと言われてるんだ。こういう情報は担当課にも私は言うてありますけども、こういう病気の予防対策、あるいは予防できない場合には大きな損害が出るわけですが、何らかの補償制度を組むことができてるのか。新たにつくるべきじゃないかというなことを教えてもらいたいんですね。

それから、その次のあおぞらだんちの事業については、これは大きな問題があるんだよね。土地を買って、造成して、分譲するというんだけど、分譲の価格が3分の1か4分の1ぐらいなんだよね、かかった費用がね。億のお金がかかる費用をかけてやったのに、分譲したのはほんの数千万円しか回収されてないというんだよね。これは、地方自治法の237条とか96条なんか、正当な対価を取らないようなことで譲渡したりする場合は議会の議決が必要だということを2つの条項でも規定されているわけ。そういう規定に反するようなことをした場合にはこれは不当な利得になるわけであつて、市長のほうとしても、これは職権を濫用してる疑いがあるわけよね。しかも、これ要綱も規則も何もないと言うんだよね。ほいじゃ、市長の気持ち次第で値段が決まっていくのかということになるわけ。そういう行政というのは、もっと厳しく言えば背任罪の可能性だつて出てくるわけ。こういう行政をやつてていいのかということよね。こういうことを委員会でいろいろ質問していたら、何か私がパワハラをやつたというような言い方で非難されたこともあるんだけど、パワハラどころじゃない、こんなもの重大な背任的な職権濫用とも言えるような、こんな乱脈な行政をほつたらかしてもいいのかということになるわけ。

それからその次に……。

○議長（町田又一君） 静かにしてください。

○7番（澤山保太郎君）（続） 残り時間、21分か。

それじゃあ、急いで行きますが、5番目の県議会とか県への要望を毎年室戸市長はやってるわけでありましたが、県の行政に室戸市のこういうことをしてくれという要望書を出してる、一体どこでそんなことを決定してるのか、議会なんかには一つもそんなことを報告もされないわけやね。特に、この後でも問題にしてるんですが、海岸の堤防、護岸、こういうことを管轄してるのは県だから、市ができないわけ。だから、それは要望するという事しか市長もできないわけやね。だから、市長が要望したらやっぱり重いわけ、我々市民が要望するだけではなくてね。

佐喜浜川のところに道路を造るという要望を出してますわね、佐喜浜吉良川線をつなぐという県の計画がある、それを今年も要望を出しとる。何の要望かといったら、何か業者の横に道路を造るというそういうやつで、これは誰のためにこんな要望を出してやってるのか非常にいぶかしいと思うんだよね。我々のところにおいては、国道を越えた後背地には密集しとる住宅があるのに、その前の海岸は堤防もなければ護岸もない、そういうところの新村の港と行当の港の間のところに喫茶店がありますよね。喫茶店が平成16年か知らんに台風23号でやられた。そういうふうな状況で、堤防も護岸もないようなところが放置されて、それが国道を越えたらもう住宅が密集しとるんだよね。こういう状況について要望書を出してもらいたいんだよね。そして、新村の海岸などの、あれ元海岸などについては要望書を出してるんだよ。それについての回答も来てるわけやね。そういうことも発表してもらいたいんだよな。こっちが要望書を出して、出しっ放しでなくて向こうから回答が来るわけやね、県議会とか、知事のほうから。そういうことも行政報告のなんなりで説明をしてもらいたいんだよね。今どき住宅密集地の前の海岸が堤防も護岸もないようなところ、日本ではそうざらにはないと思うんだよね。高知県の行当海岸、これを放置することは許されないとと思うんだよ。ぜひ、市長の力で何とか県行政をこちらに向けてもらうということができないか、尋ねたいと思うわけでありませう。

それから、県の土木事務所が二、三十年前に格下げになって出張所扱いになったわけだ。安芸の土木事務所の出張所みたいになって、そのために何十億円というお金の予算が減らされたと思うんだ。職員も随分向こうへ取られてしまったわけで、非常に寂しい状況になつとるわけやね。こういうことについては、どういうふうに予算が減らされてきたのかということの推移についてお聞かせ願いたいわけでありませう。

高知県のいろいろな事業、生産活動、消費活動も含めて全体が相当落ち込んでるわけやね。特に、東部の落ち込みが非常にひどいと思うんだ。だから、高知県全体の勢力を浮上させるためには、室戸市長として何か提案をすべきなんだよね。もっと東部ではこういうことをやってくれ、高知県全体でもこういうことをやってくれ、特に県都である高知市の落ち込みはひどいのでね。そういう原因は何だと思うのかね。高知県全体のことについてもやっぱり積極的に提言をする必要があるんじゃないかと思うんだよね。

なぜ高知市なんかは大型スーパーイオンとかそういうところがどんだん入ってきて、地元の商店街はもう総崩れになつとるわけよね。室戸にも昔マルナカが入ってくるということで、我々は阻止線を張ったんだけどね。よその都道府県なんかでは、特に九州方面の県などでは、大型店舗が入ってくることを禁止するというような、そういう措置を相当厳しくやつとるわけ。だから、そういう大型店舗がどんだん入ってこられたら、地元の商売が上がったりになってしまうわけよね。そういうふうなことをやっぱり積極的に提言して、地元産業を防衛する、商店を防衛するということを、積極的にこっちからも提言する必要があると。要するに、1次産業の製品の消費高が入ってくる1次産品のほうが多いんだよね。入超になってるんだよ。こっちで生産したものをこちらで全部食べるという態勢がないんだよな。大型スーパーなんか、よそから入ってきた連中がどんだんよそから生産物を持って来るから、商店街だけじゃないんだよね。生産活動してる農民や漁民なんかにも圧迫が来るわけ。寂れてくる。そういう産業構造を1次産業で赤字やというようなことでは、この高知県は成り立たんわけよね。同じようなところで、東北とか島根県とか、そういうところは同じような産業構造のところ、1次産業では赤字になるところはないんですよ。高知県だけなんだ。そういう産業構造を根本的に変えていくというようなことを、室戸市自身もそうせないかんけども、高知県全体がそういう方向で動くという提言をしてもらいたいんだよね。県会議員もおることだから話し合ってもらいたい。

それから、教育の問題、福祉の問題について言います。

福祉や教育というのはお金を負担せないかんというふうな制度じゃないんだ、本来は。お金を出さないと福祉はもらえない。金持ちじゃないとももらえないのかということになるわけよね、福祉にしても。教育についても、義務教育は無償だというようになってるけど、全然無償じゃないわけよ。莫大な教育費を徴収される。保護者や子供に何ぼ持ってこいというような請求が来るわけよ。東洋町ではそういうことを全部廃止したんだよ。全部必要な費用は教育委員会や市役所に請求してくださいとって、校長先生に言い渡してる。ノート、鉛筆に至るまで、全部町が負担したんだよ。修学旅行なんかもそう、給食費もそう。基本的に義務教育は無償でないといかんわけよね。有償にしてる教育費はどんなものがあるか挙げてほしいんだよな。福祉にしても、医療費、高額な医療費を負担してる、そういうことについても極力無償化していただきたいと思うんですが、そういうことについてお聞かせ願いたいと思う。

ほかに、パワハラと部落問題のことについてちょっと聞きますけど、パワハラと部落問題とは何かということをごちゃんと答えてもらいたい。パワハラとは一体何なんだと。市民や議員がパワハラっていったってパワーを持ってないんだ。パワーというのは職務権限だから、職務権限がないものはパワハラを講じているなんていうそんなことはあり得ないわけよね。これは厚生労働省がパワハラとは何かというふうに類型を示しておるんだ。それに基づいて、パワハラとかなんとかということをお互いにやいかんわけ。権限が、力はないものは、ただ相手を困らせ

たということだけでパワハラにはならないわけで。ハラスメントにはパワハラありセクハラがあり、それからカスタマーハラスメントっていうのもあるわけだよ。お客さんがお店に対してクレームをつけて、サービスに対して問題があったらクレームをつけてやるのに、それが行き過ぎたクレームだった場合には問題になる。ここの行政でもそうなんだよね。お客さんというのは市民だから。市民が市が与えたサービスについて文句がある、クレームをつけるというのは当然のことなんだよな。だから、行政のサービスの質が問題になるわけ。市民はそんなパワーはないんだからね。ただ、行き過ぎた場合にはハラスメントと言われることがあるかもしれないけども、その先にどんなサービスを提供したんだということを問題にしなきゃならないと思うんだよな。そういうことで、そうじゃないのか、おまえと言うたところで、それはパワハラだ。おまえなんていうこと……。

○議長（町田又一君） 澤山議員、残り10分です。

○7番（澤山保太郎君）（続） はい。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 澤山議員にお答えいたします。

初めに、大きな1点目の室戸地場産業復興について提言的質問もいただいて、市長の抱えている産業復興の主なものは何かについてお答えをさせていただきます。

大きな項目としましては、第1に海洋深層水事業の拡大、第2に第1次産業の振興と加工事業の促進、第3に観光産業の振興を私は考えておりますが、それぞれに課題は山積をしております。

海洋深層水事業は、中国、四国地方では唯一の資源であるという強みを生かし、陸上養殖関連事業や農業分野をはじめ、新たな分野への開発にも取り組まなければならないと考えているところでございます。

農林水産業は、いずれもその後継者不足が大きな課題となっております。様々な要因はありますが、まずはその事業で生活が成り立つことが大前提であり、今後は後継者が跡を継ぎなくなるような、安定的な収入が見込まれる産業にしていくことが大事であると考えております。

現状の後継者対策としましては、移住者の方々を呼び込むことで後継者不足の解消を図っている側面もありますが、しっかりと収入が見込まれる、また若者に魅力を感じてもらえる事業に変えることができる、跡を継ぐ若者やUターンなど、地元へ帰ってきていただける方も増えると考えているところであります。スマート農業やスマート漁業、スマート林業といったデジタル社会を背景に、民間企業や大学と連携をした自治体がそうした先行地域に育っておりますけれども、室戸市も乗り遅れないように企業や大学との連携は不可欠であり、積極的に取り組んでおります。まだ結果を出すには至っておりませんが、高知大学と連携して取り組みましたSAWACHI型健康社会共創拠点事業では、そうした体制が出来上がっているもので、今

後具現化できる事業を見いだして企業誘致にもつなげたいと考えております。

今後におきましても、各産業においてデジタル技術を積極的に取り入れるなど、若者にも魅力ある産業とすることで、本市の特徴を生かした産業の振興につながるよう、全力で取り組んでまいります。

次に、エネルギー事業についてであります。

室戸市では、現在、室戸市住宅用太陽光発電システム等設置費補助金として、太陽光発電システム及び蓄電システムに対して補助を行っております。対象者は室戸市に住所を有している方などとしており、直近の令和4年度は5件、令和3年度は2件の申請がありました。今後も脱炭素化社会実現に向け、この事業の周知、支援に取り組んでまいります。

御案内いただいた小水力発電につきましては、河川の落差または河川からの引込みを利用し、落差を用いての発電となりますが、24時間常時水量が保たれていることが条件となります。温度差発電につきましては、海洋深層水を利用した温度差発電かと思われませんが、現在の技術では表層海水と深層水の温度差が年平均20度以上で適用できると言われており、沖縄県久米島にて実証実験されておりますが、まだ実用化には至っていないとのことであります。また、バイオマス発電等に関しましては様々な燃料が考えられますが、本市においては、安定した燃料調達についての課題解決には至っていない状況であります。

一方で、本市としましては、令和6年度に室戸市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定を予定しております。その改定の中で、市全域の再生可能エネルギーの実現可能性調査を予定しております。この調査の中で、本市で実現可能な再生可能エネルギーの洗い出しを行い、今回澤山議員から挙げられている、太陽光、小水力、風力、温度差発電等のエネルギー事業への取組についても検討し、事業に取り組まれている企業、事業所などとの連携の下、脱炭素社会実現に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

次に、養殖業についてであります。

議員御案内のように、地球温暖化による海水温の上昇や気候変動の影響などにより年々漁獲量が減少する中、養殖業につきましては安定的な生産、供給が見込まれていることから、近年さらに注目をされる産業となっております。

本市におきましては、高岡地区で海洋深層水を使用したスジアオノリの陸上養殖を指定管理により行っているとともに、民間事業者においてもスジアオノリやサツキマスの陸上養殖が行われております。また、今年度においては、県内外の事業者から海洋深層水を使用した海藻類の研究やカキの養殖、種苗育成に取り組む企業への働きかけにより関心を高めていただけるなど、魚介類等の陸上養殖事業は今後も拡大していく産業であると認識しており、現在沿岸部において、陸上養殖に適した場所の適地調査を進めているところであります。今後は、地下海水などの取水調査を実施するなど、その結果を基に、陸上養殖技術を持った企業等の誘致に積極的に取り組み、水産業の振興につなげてまいります。

次に、地場産センターの建設についての御提案がございました。

議員御案内の市中心部への地場産センターの建設につきましては、地産地消の観点から、安心・安全な地元の農林水産物を提供するとともに、キラメッセなどの販売所までの運行コストが負担となっている市東部エリアの農業者の出荷先が確保できる一つの方策であると考えております。市といたしましても、農林水産物の加工場や直販所の機能を有した施設の必要性は認識しているところでありますので、今後におきましては、既存施設の活用や民間活力の活用なども含めて、総合的に検討してまいりたいと考えております。

次に、農地再開発、間伐、製材事業についてであります。

現在、農地の耕作放棄地対策として、ユズなどの果樹の苗木の購入や植樹に対する支援を令和2年度より実施しているところであり、この果樹の苗木の植樹により、約9ヘクタールの耕作放棄地の改善及び抑止につながったと考えております。しかし、農業従事者の高齢化や担い手不足等により耕作放棄地が増加しているのが現状であり、今後においても、引き続き対策を講じていく必要があると考えております。

次に、間伐についてであります。

室戸市内の森林資源の有効活用が見込める森林区域の選定をしておりますので、今後は森林所有者への管理意向調査を進めるとともに森林集積計画を作成し、適切な森林経営管理に努めてまいります。

次に、製材事業については、現在室戸市内の製材所は廃業または休業されており、今後市内における供給量が増加する見込みがつき次第、誘致や再稼働に向けた検討をしていきたいと考えております。

今後においても、耕作放棄地の改善や集約的かつ効果的な森林整備の推進と併せて、雇用を促進するための新規就農者、新規製炭者の就業支援事業や創業支援事業を継続して実施するとともに、地域おこし協力隊を活用した雇用確保の取組も引き続き行ってまいります。

次に、国民宿舎の再建について、観光面と併せての御質問をいただきました。

国民宿舎は、国立公園や国定公園などの優れた自然景観の地に、国民の誰もが安い費用で健全なレクリエーションを楽しみつつ健康の増進を図ることを目的として建てられた公的な宿泊休養施設であり、低廉かつ快適であるなど、国民宿舎の基準として定めた一定の要件を備えることとし、その整備や運営の資金として厚生年金、国民年金の積立金還元融資制度などが活用されてきました。

本市でも、昭和46年に国民宿舎「むろと」を建設、鉄筋コンクリート3階建てで、和室26室、最大108人まで宿泊でき、結婚披露宴会場としても利用された施設であり、運営は室戸市開発公社に委託されておりました。しかし、昭和48年の1万9,965人をピークに利用者は年々減少、平成16年度は6,792人となり、平成17年10月31日には施設の老朽化や約6,600万円に上る累積赤字などを理由に閉館となり、建物の取壊しにも多大な費用がかかることから、閉館

当時の状態のままとなっております。当該施設の再利用につきましては、耐用年数の経過や耐震性の確保、改修費用等から困難であると考えております。

新たな国民宿舎の建設につきましては、平成12年度に年金融資制度が廃止され、国民宿舎「むろと」建設当時のような有利な財源もなく、国民宿舎として再建することは非常に難しいと考えております。しかしながら、前段の議員にもお答えしましたとおり、宿泊施設の確保は観光振興を図る上で重要な課題でありますので、ホテル誘致の取組、既存宿泊施設への支援、またウトコホテルやホテルジオパーク夢路灯などの再開に向け、スピード感を持って取り組んでまいります。

次に、プラネタリウム建設、高性能望遠鏡についての御提案についてお答えさせていただきます。

県内では、令和元年7月に高知市のオーテピアに高知県内で約半世紀ぶりとなるプラネタリウムが整備され、また令和3年7月には津野町にプラネタリウムと天文台を併設した宿泊施設星ふるヴィレッジTENGUがリニューアルオープンをするなど、注目を浴びているところがあります。プラネタリウムや高性能望遠鏡を活用した星空学習や天体観測などは、観光面はもとより教育面でも有効であり、さきに申しました2施設でも管内の小・中学生の授業等に活用されているとお聞きをしております。地球の活動が身近に感じられるユネスコ世界ジオパークに認定され、また星空の美しい本市のPRとしても相性のよい施設ではありますが、導入費用及び維持経費の面でも収益化は難しく、新設することはハードルが高いと感じております。

次に、大きな2点目の防災対策及び市役所庁舎整備問題についての市庁舎整備についてであります。ただいま澤山議員から、市長は豪華な庁舎を建てるといったようなことを再びこの質問に出されましたけれども、私はこの議会でもそうした豪華な庁舎を建てるといった思いはありませんときちっと否定をさせていただき、さらにはメディアに対しても記者会見をして、澤山さんが書かれた新聞、これは事実と異なっておりますと否定をさせていただいております。その後、また新聞も書かれ、今日の質問の言動でありますけれども、非常に残念であります。私がそうしたことはないと言っている以上、しかも議事録を表に挙げられますけれども、その議事録もきちっと読めば、私の思いで豪華な庁舎と言っていることではありません。これも何度も否定をさせていただきました。そうした姿勢を伺うときに、私は、市長の高台移転に向けた姿勢を抑えようとしているために使われている言動ではないかなと受け止めざるを得ないのであります。今後は、ぜひ御注意をしていただけたらありがたいです。

それと併せまして、今回の庁舎整備は防災のためかについてであります。

この庁舎整備の検討につきましては、令和元年度の耐震診断において構造耐震指標が0.41の結果となり、大地震による振動、衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性があるとなったことから、来庁者や職員といった市民の命を守るために始まったものであります。また、東日本大震災では、津波によって、直接多くの人命が奪われたことに加え、行政として、その後の助か

った命を守る、市民生活を守る活動を十分に実施できなかったことの事例を見聞きする中で津波被害への対策も併せて行わなければならないと、津波浸水区域外への移転建て替えを第一に取り組んできたところでもあります。さらに、移転建て替えとなりますと、新たな庁舎においては、バリアフリー化や事務効率のよい執務室整備などといった市民の利便性を考えた庁舎整備を行うことができ、また移転建て替え庁舎周辺の津波の来ない場所での新たなまちづくりが進むことにより、防災に強い室戸市をアピールし、若者や移住者、企業や学生が安心して集える室戸市づくりにつながるのではないかと期待もしているところでございます。

しかしながら、本年2月の住民投票の結果では、費用面の懸念を主として現庁舎の耐震補強工事実施による整備を望む市民が多い結果となり、また市議会においても、移転建て替えがよいと考える方……。

○議長（町田又一君） 傍聴の皆さん、静かにお願いします。

○市長（植田壯一郎君）（続） 耐震補強工事による現庁舎の整備がよいと考える方がそれぞれ半数の状況であると認識をしております。

いずれにしましても、庁舎整備につきましては先延ばしはできない重要な課題でありますので、現在行っております委託業務の結果などを踏まえて最終判断をしていきたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いをいたします。

番号が行き違いしておりますので、次に室戸市の補助金の在り方についての企業立地促進事業費補助金についてであります。3,000万円補助金の効果についてであります。

本補助金はこれまでに5件の交付実績があり、地域経済の活性化や雇用の拡大、地域の高齢者等の買物困難者の解消、またふるさと納税返礼品の開発など、一定の成果が出ているものと考えております。

議員御指摘の事業者につきましては、雇用の拡大のほか、自社で加工品の製造ができるようになったことで新たな商品を開発し、ふるさと納税においても返礼品の登録に向けたお話をいただいているところであり、生産量や販売額についても今後伸びていくものと考えております。

次に、本年度は予算措置がないのかについて、また補助金を廃止するつもりはないのかについてであります。

関連がありますので、併せてお答えをいたします。

本補助金につきましては、これまでも議会での一般質問などにおいて、議員の方々から補助金交付要綱の内容や補助金額などについての様々な御意見をいただいているところでありますので、それらの御意見を踏まえながら、現在補助要件や補助金額などの見直しを検討しているところでありまして、今後体制が整いましたら予算化に向け取り組む方針ですので、廃止は考えておりません。

次に、室戸市の行政仕法についての、ごみ袋を半額、無料化にできないかについてにお答え

をいたします。

室戸市では、一般ごみ等の指定ごみ袋手数料につきましては室戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、別表第16条関係に定められております。指定ごみ袋は、大1枚につき41円、小31円、特小21円となっております。一方で、令和4年度はごみ処理手数料に係る歳入決算額が3,346万7,318円、うちごみ袋による歳入が2,134万2,928円となっております。これに対しまして、ごみ処理に係る経費が、令和4年度決算額は5億8,530万2,675円となっており、そのうち安芸広域メルトセンターの基幹改良工事に係る負担金を除く2億9,441万2,414円に対し、これら手数料歳入を充当しているところであります。これら手数料歳入は、ごみ処理に係る経費を下支えしております。また、室戸市のごみ袋販売価格は、近隣市町村の平均値と比較して安い単価となっております。そうしたことから、今回御質問いただきましたごみ袋の半額化、無料化につきましては、今後の課題として検討させていただきます。

次に、あおぞらだんち事業の目的と実情についてであります。

あおぞらだんち整備事業は、高齢化や過疎化などにより人口減少が加速している本市にとって、他市町村への人口流出を防ぎ、移住や定住につなげる施策の一環として、平成29年度から取り組んだ重要な事業であったと認識しております。また、適正な対価については、本事業の場合、土地の有する市場価格であると考えております。市場価格を算定するためには、周辺の土地の取引価格や立地条件など、様々な見地から判断する必要があるため不動産鑑定を実施しており、適正な取引価格が設定されたものと認識をしております。

これまで、全8区画のうち7区画が分譲済みと報告しておりましたが、残りの1区画におきましても先日売買契約が成立をし、所有権移転登記に向けて担当課で手続を進めているところであります。

次に、県及び県議会への要望について、市の要望事項はどのように決定しているのかといった問いであります。県や県議会等への要望につきましては、要望すべき内容に係る課と事前に協議をした上、私が決定し、担当課において要望書を策定しております。

次に、県道佐喜浜吉良川線の新たな要望事業についてであります。

県道佐喜浜吉良川線の整備につきましては、県営事業にて実施しており、吉良川町側は国道55号から中の川集落までの間が完成をし供用開始されており、現在佐喜浜町側において事業を実施していただいているところであります。

議員御質問の本年5月に行いました高知県議会産業振興土木委員会への要望のうち、県道佐喜浜吉良川線の整備に関する要望項目につきましては、国道側起点箇所を整備について事業の進捗を図り、早期の完成を要望したものであります。今後におきましても、早期の完成について要望を行い、道路の利便性の向上に努めてまいります。

次に、防災対策についての、人家密集地の前の海岸に堤防や護岸がないことについてであります。

本市におきましては、その地形の形状から多くの海岸線を有し、その延長は53キロメートル余りあります。そうした中、一部、海岸に防潮堤などがない箇所があることは承知をしております。

議員御質問の元地区の行当漁港と新村漁港の間に防波堤などがないことについては市としても課題であると認識しており、県に対して要望を行ってきた経緯もあります。今後におきましても、地域住民や市議会の皆様の協力も得ながら、海岸施設の整備について、引き続き県への要望を行ってまいります。

次に、県土木事務所再編後の事務所における予算額の推移等についてであります。

高知県土木部の出先機関である土木事務所につきましては、平成18年4月より従来の12土木事務所を6土木事務所、6事務所に再編されました。この再編により、従来の室戸土木事務所は安芸土木事務所室戸事務所となり、管理や総務部門など、業務の一部が安芸土木事務所に集約されております。再編後の室戸事務所の予算についてであります。直近3か年の予算について、当初と補正を合わせた金額で令和3年度が約22億1,600万円、令和4年度が約15億9,600万円、令和5年度が約23億8,900万円と20億円前後で推移しており、再編前と比較すると減少しているのが現状でございます。

再編後の室戸事務所の予算が減っており経済効果が下がっているのではと危惧されておられますが、そのようなことにならないよう、住民の声を反映させた要望を行うことが室戸事務所の予算確保にもつながり、住民が安全・安心に暮らせるまちづくりになると考えているところでございます。

**○議長（町田又一君）** 市長、ちょっとすいませんが。

傍聴の方に申し上げます。静粛にお願いします。

退場の予告をさせていただきます。

傍聴人に申し上げます。厳粛にお願いします。なお、議長の命令に従わないときは、地方自治法第130条第2項の規定により退場を命じますので、申し上げます。念のためです。続けて、どうぞ。

**○市長（植田壯一郎君）**（続） 次に、県勢の落ち込み、とりわけ室戸、東部の落ち込みについて県へどのように提案をしたか、原因は何だと思のかについてであります。

私は、就任以来、室戸市または東部地域を盛り上げようと様々な要望活動に取り組んでまいりました。その中には、議員御指摘の1次産業分野における要望も行ってきたところであります。要望活動につきましては継続して粘り強く要望することが大事であると認識をしておりますので、今後におきましても、室戸市の発展につながるよう、積極的に取り組んでまいります。

次に、室戸東部地域の落ち込みの原因ということですが、本市を見てみますと、遠洋マグロはえ縄漁業が県下の水産業を支えると言っても過言ではない時代がありました。しか

し、その後、オイルショックや国際間における規制等で大変厳しい環境下に置かれ、関係事業者の激減など、基幹産業の低迷が復興できていないことなどが要因の一つだと受け止めています。そうした背景に併せ、人口減少や後継者不足、また流通の課題など、様々な要因がありますので、そういった課題を解決できるよう、前段で申し上げました産業振興施策に全力で取り組んでまいります。

次に、福祉、教育の無償化に関連して御提案もいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、福祉とはではありませんが、個人や社会全体の福祉や健康の増進を目指すための概念であります。現在では、公的扶助やサービスによる生活の安定及び充足という意味が強くなってきたものと認識しており、生活をしていく、また住み続けていく上で、様々なことに関連して住民にとって身近で重要なものであると考えております。

まず、福祉の分野についてでありますけれども、大変広域にありますことから全部はお答えすることができませんが、現在は国の施策として、主に高齢者、障害者、子供、子育て、生活困窮に関する分野を中心として、それぞれの関連法等に基づき、多数の福祉サービスや支援のための体制整備が行われ、それを補完しているものなどとして、市独自の施策を実施しております。また、近年では、複層化する世帯課題等の解決のために、それぞれの分野、制度のみでの縦割りの支援だけではなく、制度と制度の間にも目を向けた福祉施策等が求められており、本市におきましても体制整備に取り組んでいるところであります。

福祉を有料にするのはおかしいのではないかに関してであります。前段お答えをしました4つの分野で住民の方の負担がないものとしましては、国の制度である生活困窮者自立支援制度の相談支援事業等を本市が室戸市社会福祉協議会に委託して実施し、生活に困窮している方などの相談を包括的に受け止め、必要な支援サービスにつなげています。また、直ちに就労が困難である方や就労の継続が難しい方などには、支援員による就労支援等を行っております。

次に、保育料及び副食費については全世帯が無償となっております。また、乳幼児の医療費は自己負担部分を助成することで負担をなくし、助成対象年齢につきましては15歳までであったものを令和6年1月診療分より18歳までに引上げを行うこととしております。また、妊婦訪問時に子育て用品をプレゼントする赤ちゃんスターターキット事業や、出産時のお祝い金として、すこやか子育て祝金の支給を行っております。

次に、費用の負担がないわけではありませんが、高齢者福祉に係る市の生活支援サービスとして、配食サービス、訪問理美容サービスを実施しており、実費負担はありますが、配達料、出張料は市が負担をしております。また、在宅で要介護4または5の認定を受けた非課税世帯の介護人の方へのおむつ等の介護用品支給事業や、高齢者や障害者の方への助成事業として、中山間地域にお住まいの75歳以上の高齢者や障害者等の方のみで構成される世帯の方へのタクシー利用助成事業なども実施しております。議員御指摘、御提言のとおり、生活しやすい地域

となれるよう、様々な福祉に関する施策において本市の実情に合ったもの、そしてさらに利用しやすい仕組みを構築するとともに、可能な限り住民の負担を少なくできるように住民の方の御意見もお伺いしながら取り組んでいきたいと思っております。

最後に、部落問題、パワハラについての御質問がありました。

大変失礼します。部落差別はありましたかね。聞かれましたか、部落差別について。

失礼いたしました。

部落差別とは何かについてであります。昭和40年の同和対策審議会答申にもありますように、日本社会の歴史的発展の過程において形成されました身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が経済的、社会的、文化的に低位の状態に置かれ、現代社会においてもなお著しく基本的人権を侵害され、何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、最も深刻にして重大な社会問題であります。現在もなお残る部落差別の解消に向けて、国は平成18年に部落差別の解消の推進に関する法律を制定し、国や地方公共団体の責務を明らかにしました。

市といたしましても、この法律の趣旨を踏まえ、市民研修、職員研修、事務所への啓発、広報や館だより、パレードなどによる啓発活動を実施し、差別のない人権が尊重される社会の実現に向けた取組を行っております。

次に、パワハラとは何かについてであります。

厚生労働省の定義では、職場内の優位性を背景に業務の適正な範囲を超えて精神的、身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為のこととされております。ある自治体の議会ではハラスメント対応マニュアルを策定しており、その中で議員間や議員と職員との間には上下関係や雇用関係がなく、一般的な意味での職場とは言えないが、公務員から見た議員は住民から選ばれた代表者であり、公務を担う立場から尊重すべき関係にあり、その発言力には影響があり、事実上従わざるを得ない関係になりがちであるため、広い意味で職場であると位置づけ、議員と職員間でもハラスメント行為を許さない取組を行っております。

以上のように、部落差別、パワーハラスメントは異なる人権問題ではありますが、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為であると認識をしております。

私からは以上であります。副市長、教育長及び……。

大変失礼しました。答弁漏れがあったとのことでございます。

企業立地促進事業費補助金に関して、この補助金に議員の口利きはあったか、聞かれましたかね。

このことにつきましては、議員から私に対しての要望や口利きなどの事実は全くございません。

元に戻りまして、私からは以上であります。副市長、教育長及び関係課長に補足答弁をさ

せますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（町田又一君） 健康管理のため2時40分まで休憩をいたします。

午後2時21分 休憩

午後2時37分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。西岡防災対策課長。

○防災対策課長（西岡佳久君） 澤山議員に、大きな2点目の防災対策、庁舎整備問題の1、民家の耐震化の状態について、①民家の耐震化の進展状況と対策についてお答えします。

本市の住宅耐震化の状況といたしましては、令和5年4月1日時点で住宅総戸数6,323戸に対し、耐震性がある住宅戸数は4,445戸となっており、耐震化率は70.3%となっております。

住宅の耐震化につきましては、これまでも広報紙への掲載や耐震改修を必要とする住宅を対象に、毎年戸別訪問により啓発パンフレット等の配布や耐震に関するアンケート調査などを行い、制度の周知を図ってきたところでございます。

一方、耐震改修には自己負担が生じる場合や家庭の事情などもあることから、補助申請件数は住宅所有者の意向に影響されるという、行政側の意向だけでは難しい面もあると認識しております。

こうした課題への対策の一つとして、まずは自己負担の軽減に向けた補助金上限額の見直しについて、令和6年度からの実施に向けて取り組んでまいります。以上です。

○議長（町田又一君） 戎井財産管理課長。

○財産管理課長（戎井 健君） 澤山議員に、大きな2点目の防災対策及び市役所庁舎問題についての(1)民家の耐震化の状態について、②老朽家屋の撤去・整理の状況についてお答えいたします。

老朽家屋の対応につきましては、室戸市地区空き家対策総合実施計画により実施しているところであり、不良住宅の除却事業につきましては、補助金の活用により、平成27年度から令和4年度までに311件の除却を実施しております。令和3年度からの新たな実施計画では、令和3年度から令和7年度までの5年間で200件の除却を目標にしており、直近での除却の実績は、令和3年度62件、令和4年度26件で2年間の合計は88件となっております。

実施計画の中では、平成30年時点での空き家数が2,810戸となっておりますが、さらに空き家が増加している状況にありますので、実施計画の見直しを行うことなど、今後とも空き家対策に取り組んでまいります。

次に、(2)市役所庁舎整備の①補強工事見積委託料の最低制限価格での落札についてであります。

議員御質問の令和5年度室戸市役所本庁舎耐震補強・改修工事等概算費用算出委託業務の指名競争入札につきまして、入札箱に投函される入札書記載金額は、一般的に入札参加者各自が

本委託業務の仕様書で業務内容を確認、把握の上、業務に係る人件費及び諸経費等の経費の積算を行い応札しているものと考えており、結果的に最低制限価格と同額での入札になったものでありますので問題はないと認識をしております。

次に、③津波浸水に備え、機器類、書類、執務室の上階などへの移設についてであります。私からは、庁舎設備機器類と執務室のことについてお答えをいたします。

議員御承知のとおり、南海トラフ地震の発生によりL2クラスの津波に襲われた場合には、本庁舎周辺では最大1メートルから3メートルの浸水が予測されているところであり、3メートルとなりますと本庁舎1階部分の天井程度の高さまでとなり、地下階及び1階部分が直接的に津波被害を受けるおそれがあることから事前の対策が必要になると考えております。

しかしながら、現時点での津波対策となりますと、庁舎設備機器類の上階等への移設につきましては、現在、地下階には自家発電設備や受変電設備などの重量物の設備が設置されており、耐震診断結果において耐震性を満たしていないと判断された現状で屋上への移設となりますと、耐震性能の低下を招く懸念があります。また、執務室の上階への移設につきましては、全ての執務室を2階以上に移設し、1階部分を庁舎会議室や議会関係の諸室などで使用することもスペースの確保が難しい状況にあることから、庁舎設備機器類及び執務室の上階等への移設につきましては、新西庁舎の整備が必要と考えており、現在行っております本庁舎耐震補強・改修工事概算費用算出委託業務において受注業者である専門家の意見も踏まえながら対策を検討していきたいと考えているところであります。以上でございます。

○議長（町田又一君） 川崎建設土木課長。

○建設土木課長（川崎 州君） 澤山議員に、大きな2の(1)の3点目、避難道路の整備についてお答えします。

建設土木課において整備を行う市道で、避難道路として機能向上が期待できる路線についてであります。まず市道西灘山手線は現状終点部が袋地で車両の通り抜けができない状況であり、これを解消することで避難道路としての機能向上が期待されます。

当該路線につきましては、令和6年度からの事業化に向け、本年度、社会資本整備総合交付金事業への要望を行ったところであります。事業化後は、まず令和6年度に測量設計業務に着手し、次年度以降に用地取得、道路改良工事を順次進める予定であります。

次に、整備済みの路線で例を挙げますと、浮津地区と愛宕山墓園を結ぶ市道愛宕山墓園線は令和元年度に整備が完了しており、震災時には避難道路として利用することで高台への避難が可能です。浮津地区は震災時に最大5メートルから10メートルの津波が予測されていることから、避難道路として機能向上した路線の一つだと考えております。

また、高台への避難道路だけではなく、蓋のない側溝が点在するなど、避難時に危険となるような箇所がある路線におきましても、社会資本整備総合交付金事業などを活用した道路整備を行い、避難道路としての機能向上も図っております。今後におきましても、地域の暮らしを

守る、安全・安心な道路整備に努めてまいります。

次に、大きな4の(1)東の川、佐喜浜川架橋工事業の計画についてお答えします。

まず、東ノ川橋の架け替え工事の経緯と計画についてであります。東ノ川橋は、1936年、昭和11年に建設されたコンクリート橋で架橋後87年が経過しており、橋梁点検では主要部材の損傷が著しい状態であり、診断区分として早期に措置を講ずべき状態となり、普通車のみ通行可能とする重量制限を設けました。

また、これと同時期の点検において、東ノ川橋上流に位置する下の内橋も同様に主要部材に著しい腐食が見られ、老朽化が進行している状態でした。これら2橋の状態を受け、それぞれに補修、補強工事を実施し延命を図るのではなく、東ノ川橋を架け替え、下の内橋を撤去することで2橋を集約化させ、効率的な老朽化対策による道路の安全性を確保する計画としました。これらの計画につきましては、地元説明会でも点検結果に対する市の意向を説明させていただきました。その際、地域住民の方々からは、東ノ川橋の必要性として、住民の生活道はもちろん、有事の際の消防車両など緊急車両の通行には必要不可欠であることや、新設橋梁の位置また山間部へ通じる左岸バイパス道路の新設など、多くの御意見と御協力のお話もいただきましたので、説明会を通じて架け替え事業に対し御理解をいただいたと認識しており、現在整備を進めております。

次に、佐喜浜橋の架け替え工事についてであります。

佐喜浜橋は、1929年、昭和4年に建設されたコンクリート橋で架橋後94年が経過しており、橋梁点検では主要部材の損傷が著しい状態であり、診断区分として緊急に措置を講ずべき状態となりました。この結果を受け、当初は補修、補強工事を前提として設計を進めておりましたが、詳細な調査を実施していく中で、点検後の損傷の進行も激しく、既設橋梁の部材を活用した補修、補強工事では機能回復が見込めない状態であることが判明したため、架け替え工事へと計画移行しました。また、地域住民の方々には点検結果の報告や車両通行制限の協力依頼など地元説明会を行い、その後の計画などにつきましても基本的には説明会を開催し、説明会の日程調整が困難な際には、各地区の常会長を通じ、市の意向や方向性などを周知させていただきました。今後におきましても、地域住民の皆様の御理解、御協力をいただきながら早期の事業完了に向けて取り組んでまいります。

次に、(5)西山馬路の農道の現状と整備計画についてお答えします。

西山馬路地区には、現在10名ほどの農業者の方が主に芋やセンリョウなどを生産しております。当地区の農道は13路線あり、そのうち1路線が未舗装となっております。市内各地の農道で舗装された農道は、生活道路を兼ねた路線や、出荷時などに収穫物の荷傷みが心配される作物が多く耕作されている地域において舗装が行われてきたのが現状です。農道のわだちの不陸整正や草刈りなどの日常的な維持管理は受益者の方々に行っていただいております。台風や集中豪雨で路面が著しく損傷し復旧に重機が必要な場合や農道施設が被災した場合などは市のほうで

対応しているところであります。

馬路地区をはじめ、他地区の農道において未舗装箇所があることは承知しておりますので、地元受益者の方々の御意見を参考にしながら舗装事業について検討してまいります。以上でございます。

○議長（町田又一君） 濱田総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会事務局長（濱田亮士君） 澤山議員に、大きな2の(2)市役所庁舎整備の③津波浸水に備え機器類、書類、事務部屋の上階などへの移動はの御質問のうち、書類の移動について私から答弁いたします。

本庁舎の地下には集中書庫があり、津波浸水のおそれがあることから、浸水のおそれのない場所への移設が必要となっております。現在、例規の制定及び改廃に関する文書、農地法関連文書、文化財保存に関する文書等の書類を4階に移動しておりますが、4階のスペースに限りがあることや、さきに財産管理課長の答弁にもありましたように、耐震性がないこの庁舎の上層階に重たいものを上げるとなると、荷重に耐えられるかどうかの心配と揺れに対するリスクが高まることから一部の書類にとどまっております。

また、本庁舎以外の場所につきましても、セキュリティや保存環境の観点から、適当な保管場所の確保には至っていないのが現状であります。引き続き検討を進めてまいります。今後、庁舎整備方針が決定し、本庁舎の耐震補強、改修工事となった場合には、上層階にスペースを確保したり、書庫を移設しても問題のない強度に補強することで移設が可能になることと考えております。私からは以上でございます。

○議長（町田又一君） 福留まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（福留裕治君） 澤山議員に、大きな2点目の2、市役所庁舎整備の③津波浸水に備え機器類等の上階への移動についてのうち、データ管理の対策についてお答えいたします。

本庁舎内におきましては、現在、津波の浸水を受けない3階の電算室にメールサーバーなどのサーバー機器を設置しております。

次に、住民票や税情報などの住民情報を扱う主な基幹業務システムにつきましては、南国市内にあるデータセンターを活用しております。また、令和6年2月からの本格稼働に向けて構築を進めております基幹業務システムにおきましても、同センターを活用することとしておりますが、システム障害や発災時に同センターまでの通信が遮断された場合に備え、住民票や税証明などの一部証明書発行及び照会業務が行えるよう、ダウンリカバリーサーバーを3階電算室に設置することとしております。

次に、大きな4点目の②エフビットの通信事業料金・経営状況についてお答えいたします。

個人へのサービス提供価格の月額費用及び宅内工事費などの初期費用につきましては、むろと光サービスのホームページにも掲載されておりますが、ケーブルテレビ、インターネット、

I P電話と、それぞれ加入されたサービスにより月額費用が設定されており、ケーブルテレビのみに加入された場合、税込み1,100円から、全てのサービスに加入された場合は税込み6,490円までの段階的な料金体系となっております。

次に、宅内工事費などの初期費用につきましても、加入されたサービスにより各費用が設定されており、インターネットのみに加入された場合は税込み3万4,100円から、全てのサービスに加入された場合は税込み4万5,100円までの段階的な料金体系となっております。

なお、宅内工事費等の初期費用につきまして、平成23年4月から令和4年3月までのサービス提供期間の料金と比較すると、現在は1万円以上値下げした料金設定となっております。また、各種料金設定につきましては、室戸市情報通信基盤施設の運営事業者を公募型プロポーザルにより募集した際に御提案いただいた内容となっており、今後、各種利用料金を改定する場合は事前に本市の承認を得て行うこととなっております。

次に、経営状況についてですが、本事業の料金収入や運営経費等の収支状況は、現状黒字が出ているとのことですが、本市の人口減少に伴い、サービス加入者も減少傾向にありますので、将来的には料金収入の減少が予測されています。

いずれにしましても、月額費用や宅内工事費などの初期費用につきましては、サービス提供事業者の本事業での料金収入や運営経費の収支状況により設定されるものであると認識しております。本市としましては、現状すぐに実施することは難しいと承知しておりますが、サービス加入者の状況やサービス提供事業者の運営状況も確認しながら、宅内工事費等の初期費用の値下げや割引キャンペーンの実施など、利用者の負担軽減につながる取組ができないか、サービス提供事業者と協議を行ってまいります。

次に、大きな4点目の⑦あおぞらだんち事業の規則、要綱はにつきましては、宅地分譲を公募するに当たり、領家地区宅地分譲実施要領を定めており、同要領に基づき分譲手続を実施しております。以上でございます。

○議長（町田又一君） 黒岩副市長。

○副市長（黒岩道宏君） 澤山議員に、大きな4点目の(3)医療費請求事務の懈怠事件についてお答えいたします。

これは、高額療養費の未請求に関して市長及び上司に対する処分や賠償責任についての問いだと理解をしております。

まず、上司の処分につきましては、当時の課長には矯正措置として文書により厳重注意、課長補佐、班長には口頭注意が行われております。また、損害賠償請求につきましては、重大な過失があったとまでは言えず、地方自治法上の請求の対象とはしないと判断をされております。

次に、市長の賠償責任についてであります。原告澤山保太郎議員より植田市長に対して高額療養費請求権の時効消滅による損害賠償金697万9,922円の支払いを請求するように求める訴

訟が起こされておりましたが、令和5年3月14日高知地方裁判所、令和5年12月8日高松高等裁判所において判決があり、いずれも原告の請求は棄却されているところであります。以上です。

○議長（町田又一君） 濱吉市民課長。

○市民課長（濱吉剛史君） 澤山議員に、4の(4)ごみ袋を半額、無料にできないかについての補足説明をさせていただきます。

近隣安芸管内の市町村の指定ごみ袋の販売単価につきましては、室戸市が大1枚につき41円、小31円、特小21円。安芸市が大1枚につき52円、小26円、特小15円。奈半利町、田野町、北川村が大1枚50円、小40円。安田町が大1枚につき40円、小1枚につき30円。馬路村が大1枚90円、小60円。芸西村が大1枚35円、小30円。東洋町が大1枚20円、小15円。室戸市を除く8市町村での平均販売単価は、大1枚につき48.4円、小35.1円となっております。

私からの補足説明は以上でございます。

○議長（町田又一君） 山崎産業振興課長。

○産業振興課長併農業委員会事務局長（山崎 桂君） 澤山議員に、大きな3点目の室戸市の補助金の在り方についてのうち、200万円の補助金についてお答えいたします。

室戸市創業・事業承継支援事業費補助金の事業効果についてであります。本補助制度ができた平成28年から昨年度までに計11件の交付実績がございます。事業の内容としましては、スジアオノリの養殖事業、鮮魚の加工・販売事業、宿泊事業、美容事業、飲食店事業などであり。これらの事業につきましては、全て新たに事業を始める創業であり、地域の産業及び経済の活性化につながっているものであると認識しております。

次に、大きな4点目の室戸の行政仕法についてのうち、サツマイモの元枯れ病の対策についてお答えいたします。

サツマイモの、いわゆる基腐病は、サツマイモが糸状菌であるカビに感染することにより株が立ち枯れ、芋自体が腐敗するという症状を引き起こすものであります。

令和元年に鹿児島県及び宮崎県において多発し、収量の減少が深刻な問題となっております。その後、全国に広がり、令和2年には本市西山地区においても発生が確認され、令和4年度においては収量の1割未満程度が被害を受けております。

基腐病の対策としましては、菌のついた苗を持ち込まない対策、また被害が発生した場合には、周辺の消毒や薬剤散布による予防措置といった増やさない対策、さらには苗床、圃場の土壌消毒及び残渣処理の徹底による残さない対策の3つの対策を講じることを基本としており、現在、安芸農業振興センター室戸支所の指導の下、芸東集出荷場の芋部会において、部会員が取組を行っているところであります。これらの対策の中で、特に薬剤散布により被害の拡大が抑制されたとの報告も聞いておりますので、今後においても、関係機関との連携の下、基本対策の徹底による被害の抑制と発生の防止に努めていくとともに、薬剤散布に係る農作業の負担

軽減を図る観点から、ドローンの導入に対する支援も講じていくこととしているところでございます。

また、病虫害被害等による農業収入の減少を補填する農業経営収入保険への加入についても周知を行い、加入を促進することで被害発生に伴う収入減少の緩和に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（町田又一君） 山本教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（山本康二君） 澤山議員に、7の(3)義務教育費で有料にしているものは何かについてお答えします。

まず、日本国憲法第26条では、全ての国民に対して教育を受ける機会均等の権利を保障するとともに、同条第2項で義務教育はこれを無償とすることを定めています。

この義務教育はこれを無償とするの意義につきましては、昭和39年2月26日、最高裁の判例を見ますと、同条項の無償とは授業料不徴収の意味と解するのが相当であり、授業料のほか、学用品その他教育に必要な一切の費用まで無償としなければならないことを定めたものと解することはできないとされております。

こうした中、学校教育に係る経費のうち、公費、私費負担区分の考え方としまして、1972年に都道府県教育長会議で出された学校教育に係る公費負担の適正化の基準があります。

この中で、公費負担とすべき経費としましては、学級、学年、学校単位で共用または備付けとするものの経費及びその他管理、指導のために要する経費を挙げています。一方、私費負担とすべき経費としましては、1点目に児童・生徒個人の所有物に係る経費等で、具体的には教科書以外の個人用図書、ノート類、各種文房具、補助教材、学習用具等が挙げられます。2点目には、教育活動の結果として児童・生徒に直接的利益や還元されるものに係る経費として、学習教材、遠足、修学旅行費、部活動費等が挙げられます。

本市においては、公費、私費の負担区分を明確に定めたものはございませんが、前段で説明しました都道府県教育長会議で出された基準におおむね準じた取扱いをしているところでございます。

なお、先ほど申しました最高裁の判例の中では、憲法は国民に対し義務教育を受けさせることを義務としており、保護者の教育費の負担について、できるだけ軽減するよう配慮、努力することが望ましいところであり、それは財政等の事情を考慮して立法政策の問題として解決すべき事項であるともしており、これらを踏まえまして、本市においては、子育て世代への支援策として給食費の無償化などの施策を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（町田又一君） 澤山保太郎君の2回目の質問を許可いたします。澤山保太郎君。

○7番（澤山保太郎君） まず最初に、あおぞらだんちのことについてであります。この分譲価格は、総務委員会で話す課長の話では破格の値段で分譲したんだと、破格の値段、こういうことを決めるのは一体誰が決めるんです。そういうふうな破格の値段にする場合には議会の

議決が必要だということをお前は質問に入れてあるわけよね。そのことについてきちんと話をしてもらいたい。

ほれから、もう一つは、誰に分譲したんです、これ。よそから移住してきた人を中心に分譲するということじゃないんですか。室戸市民、誰でもいいんですかね。移住してきた人に聞いたところによると、7人のうち1人だと言ってるんよね、あとは全部室戸市民で、しかもそれは市の職員も入ってるんじゃないんですか。破格の値段で、これは未確認だけど、市の職員も入ってるという話を聞いたので言うとするんだけど。そういう値段で提供するというようなことを、何のためにそんなことをするのか説明してもらいたい。

ほれから、2番目に、防波堤、新村と行当の港の間に防波堤も護岸もないということを県に要望したと言うけども、要望した事実はないわけでしょう。全然、今年も要望してないし、ここ10年間ぐらいは要望はされてないんだよね。これはここで追求するわけじゃないけど、今後はやっぱりきちんと今年のうちにも、堤防のないところには堤防を造るということは基本的なことですから、ぜひとも要望に入れてもらいたい。要望はないっていう返答が来るんですよ。室戸土木の所長が言うのにはやね。県に対して市は要望してないじゃないかと、こういうように逆にやられちゃうんだよね。そういうことですので、善処してもらいたいと思うんで。

それから、3,000万円、2,000万円のあの補助金の件についてですが、営業実績がお金をもらったけど全然ないのじゃないかと言われてるところもあるんだよね。そういうところは調査せないかんわけよね、営業してるかどうかというのをね。調査してるのか、それ。ほれから、雇用を非常に拡大したとか何とか言うとする、雇用というたって、僕が先ほど言いましたようにパートタイムなんだよね。雇用保険とか社会保険とかというのはほとんど入ってないんだよ。そんなの本当に莫大な補助金を出してやった効果があったと言えるのかということを知りたいんだよね。

ほれから、庁舎について、デジタルだとか豪華な建物だとかというようなことは言っていないけど、この議事録はどうするんです、僕が想像して書いてるんじゃないの、議事録にこう書きちゃったというて新聞に紹介しとるんだよね。議事録に書いてあるものを、私は言うてないって、ほんだら議事録を作った連中が勝手にうそを書いたのかということになるわけよね。だから、その点の真意も今の時点の弁解で分かったけど、事実関係についてはやっぱり整理する必要があると思うんだよね。

それから、知らないから責任がないという、知らないというようなことを、自分らの職場で何をやってるかということをお前や市長が知らないというて、そのために課長会議をやつとるのか、あるいは職場会議もやつとるのか、あるいは書類の出入りなんかには記録簿というのはあるんだ、そういうものもないというようなことが教育委員会で事件になったんで、この間ね。もう組織的なきちんとしたことをやっておれば、大きな損害が発生するということもないんだよね。その点について、きちんとこの組織的な活動が職場で行われておるかどうか、新聞

に大きに教育委員会もこの間も書かれとるようなことが起こってるわけやから、市の体育会のお金も着服したという事件もあったわけやけど、これは何の処分もないんじゃない。退職金までやって退職させた。全くずさんなやり方がいっぱい起こってるから、こういう事件が請求してないということで大きな損害を被ることが出てくるわけよ。

○議長（町田又一君） 澤山議員、残り5分です。

○7番（澤山保太郎君）（続） それから、ごみ袋のことは東洋町は半額以下なんでしょ。東洋町みたいな貧しいところでも半額以下でやってるのに、よその高いところを何も例にしなくてもいいんだよな。東洋町並みに半額にできるからやってはどうです。

それから、国民宿舎のことについても、中核的なホテルを市が持って、そして周辺の営業をやめてるホテルなんかも復活させるということが必要なんです。中核的な国民宿舎というのがあるんだから、それを建設するという、そのためにお金を使うんだったら僕らは賛成しますよ。

大体以上のことでありますが、太陽光発電について、最後言いますが、太陽光発電をちょこちょこ補助金を出しているという程度ではいかんのんで、これを産業にすべきだと言ってるわけよ、僕はね。エネルギーというような産業というたら太陽光が一番我々に身近いわけやから、これをもっと産業にして、市民の収入、電力を自分らで賄うというくらいまで発展させるような、そういう事業にすべきだと言ってるわけだ。以上です。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 澤山議員の2回目の質問に答弁をさせていただきます。

あおぞらだんちにつきまして、破格の値段で販売する場合は議会の協議、議決も必要ではないか、あるいは誰に分譲したのかといったことにつきましては、一定のルールの下に取り組んでおりますし、状況は担当課のほうで分かれば、この機に説明をしていただきたいと思います。

2点目の行当の防波堤について、要望書もないということでもありますけれども、この問題は私が市長になる前から、私も県議としても要望させていただいたことのある懸案でございまして、当初、要望に行ったときには土地の問題の解決がついていない、あるいは境の問題ができていないといったことで、県のほうからなかなか取り組める状況に至っていないということもありましたけれども、その後、私も市長に就任をしてからは、そうした地権者の方々や状況に関係する方々の御意見も聞かせていただいて、一定対応ができるような範疇じゃないかという思いを持って要望も重ねておりますので、何とか事業化に持ちつけるようにこれからも頑張っていきたいと思っております。

3点目の、3,000万円、2,000万円の補助金についてということで御質問がありました。

営業実績もないような情報もあるので、そういったところは調査をしなければならないのではないかの御指摘でありますけれども、当然現場のほうにも担当が入りまして、どういった

状況であるのかきちっと調査もしながら情報も把握して、支援をし、また今後の取組の強化に向けて連携を持っているところがございますので、御了承賜りますようによろしくお願いをしたいと思います。

それと、4点目に、豪華な庁舎ということで議事録に載っているじゃないかということですが、私は何度も説明をしておりますけれども、議事録を全部読んだら、私が豪華な庁舎を建てたいと言っている、豪華という言葉を使ってるかどうか、誰でも分かるぐらいの内容だと私は思っております。それをあえて、澤山議員は何度も、市長は議事録に載ってる、豪華な庁舎を建てると言ってる、私はそう言われたときに建てることはないと言ってるのにもかかわらず、議会で答弁もし、記者会見までしてそのことを否定をして、豪華な庁舎を建てる思いは全くありませんと何度も否定をしているにもかかわらず、またここに来て豪華な庁舎を建てるなんて言ってるということを発言されるのは、私は澤山議員の真意が分かりません。

そういうことで、5点目、高額医療の関係に対して、知らないから責任を取らないといった姿勢についての御質問でございましたけれども、それぞれいろんな庁舎の執行部の中には大小ミスもございますので、その都度きちっと精査をして、それぞれに適切な処分もして、今後の改善対策を講じて取り組んでおります。このことに関して、先ほど副市長からも話がありましたように、高知地裁も、高松高裁のほうにも関連した物事として澤山さんは私を告発しておりましたけれども棄却という結果が示されたということもありますので御了承いただきたいと思っております。

6点目は、ごみ袋の物事で、東洋町は半分以下で、東洋町並みにすべきではないかといった御意見でございましたけれども、考え方はいろいろありますけれども、このごみ袋の収益っていうのは、ごみを処理するための財源にも使われているということで、公平性だとかといったものを総合的に判断をして、しかも安芸郡下における平均の単価よりも安い位置にあるといったことから、今のところそうした検討にはすぐ値しない、今後の課題として検討してまいりますという答弁をさせていただいたところがございます。

ホテルの問題につきまして、中核的なホテルが必要ではないかと、国民宿舎も少し触れておりましたけれども、前段答弁しましたように……。

○議長（町田又一君） 傍聴席の方、座ってください。

○市長（植田壯一郎君）（続） 国民宿舎を活用することはもう皆無であろうと今の現状を見て思いますので、新たな形のホテル誘致、休館、閉館しているホテルの再興といったところに、民間の力も借りながら早期に改善できるように取り組んでまいりたいと考えております。

8番、太陽光発電に補助を出してというぐらいのことでは駄目だといったことで、こうした物事を産業につなげていかなければならないのではないかと、それは御指摘のとおりだと私も受け止めておまして、いろいろな形で産業と連携した、こうした環境に優しいカーボンニュートラルなまちづくりにこれからも積極的に取り組んでいく所存でございますので、御理解賜り

ますようによろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（町田又一君） 福留まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（福留裕治君） 澤山議員の2回目の御質問にお答えします。

あおぞらだんちの売払いの価格ですけども、本市としましては、先ほども市長が申し上げたとおり、売却価格は土地の有する市場価格であると考えておりますので、不動産鑑定を実施しており、鑑定額をそのまま取引価格としておりますので、適正な価格設定ができたものと認識しております。

また、誰に分譲したのかということですけども、この事業は人口流出を防ぐということをメインでやっておりますので、移住者の受入れと、それと市内から出ていく方についても引き止める策ということで実施しております。特段、購入者に関しては市内の人、市外の人を限定はしておりません。私からは以上です。

（発言する者あり）

○まちづくり推進課長（福留裕治君）（続） はい。市職員も入っております。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） 自席でのやり取りは。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） 3分です。3分残ってます。濱田総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会事務局長（濱田亮士君） 澤山議員の2回目の質問の中で、高額療養費の関係で職場会議をちゃんとやっているのかという旨の御質問があったかと思えます。

職場会議につきましては、全ての課で毎朝朝礼を行い、その日の業務予定等を職員間で共有をしております。また、班ごとに班会を随時開催を行っているところでございます。今後とも事務処理抜かり等がないように、情報共有や事務の進捗管理がしっかり行えるような会議を行ってまいりたいと思えます。以上です。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） 澤山保太郎君の3回目の質問を許可いたします。澤山保太郎君。残り3分です。

○7番（澤山保太郎君） 職場の組織的な活動を、私ら知らない、課長や市長らが職場で起こっていることが何も知らないと、だから責任がないというような調子でいろんなずさんな事件が起こってきてるわけなんですよ。だから、教育委員会が新聞で書かれたあの問題なんかもそういう中で起こってきてるわけやから、どうしてあの事件が起こったのかについては、ここで総括的な意見を出してもらいたいんです。

それから、あおぞらだんちのことですが、市の職員にも土地を渡したのか、そのことを明確に答えてもらいたいんだ。

それは、移住者とか定住者を押しとどめる、市内に残るようと、移ってくるよとという

ために設けたという。市の職員がどうしてその中に入るんだ。出ていこうとしてたという、そんなことなんかな。こういうふうなやり方、要綱とかそういうものがないと言ったわね。何かあるのかな、この分譲においてね。どういう価格で誰に渡すかというようなことをちゃんと要綱、規則などに定めたかということを行っている。そうじゃなかったら、もう市長が思いのままに適当に分譲したということになるわけよね。そうなったら、あんた、背任罪か何かのような大きな事件になりますよ。以上です。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 澤山議員の3回目の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

具体的なことは、また担当課から補足をしていただけたらというふうに思いますけれども、職場の仕事あるいは活動に市長や幹部が知らないといったことでずさんな問題が発生をしているという御指摘でございましたけれども、適時、その問題を見つけて、あるいは問題が起こらないように毎月行っております課長会や、あるいは幹部の会議等で注意をし合って、確認もし合い、対策も講じて取り組んでいるものでありまして、今回につきまして、今、教育委員会のことが御指摘にありましたけれども、非常に残念、遺憾なところというふうに反省もしておりますが、内部ではしっかりと、その注意や今後の対策を講じて取り組んでいるところでございます。

それから、あおぞらだんちは、前段課長からも詳しく説明がありましたとおり、要綱もきちっとつくって、その要綱に準じて払下げをしたものでありますので何ら問題がないものと私は受け止めているところでございますが、なお担当課長より補足があればさせていただきたいと思えます。以上でございます。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。福留まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（福留裕治君） 澤山議員の3回目の御質問にお答えします。

あおぞらだんちの分譲を公募するに当たりましては、領家地区宅地分譲実施要領を定めており、その中で購入の相手方、あとは建築の条件とかを定めております。それと、市の職員も実際あおぞらだんちのほうを購入していただいておりますけれども、担当課としましては、その市の職員が市外転出しようとか、そういったことを考えていたかどうかまでは承知しておりません。以上でございます。

○議長（町田又一君） 意見調整のため3時50分まで休憩いたします。

午後3時30分 休憩

午後3時46分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。福留まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（福留裕治君） 先ほどは貴重なお時間ありがとうございました。

事務局のほうで議事録のほうを確認してきました。

澤山議員が言われるように、この事業をやるための要綱はないのかという御質問に対し、私のほうはないというふうにお答えをしておりますが、すいません、そのときはこの事業の造成工事についての要綱はないのかということに対しての、要綱は行政内部の指針であり特段定めておりませんでしたので、要綱はないというふうにお答えをしておりましたが、実際、分譲するに当たっては、先ほども申し上げましたように要領のほうを作成して、建築条件とか購入相手方を定めて実施をしております。以上でございます。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） それはないです。教育委員会はなし。

これをもって澤山保太郎君の質問を終結いたします。

次に、池田教子君の質問を許可いたします。池田教子君。

○2番（池田教子君） 2番池田教子。市民の視点に立って一般質問を行います。

1、子育て支援。

初めに、(1)学校図書館について。

子供にとって読書は、語彙が増える、想像力が増す、思考力が身につく、豊かな感性が育つ、ふだんなかなか体験できないようなことに関する知識が得られるなど、様々な面で子供の成長や学習の助けになります。読書は心の栄養であり、学校図書館は心の保健室と言われています。

文部科学省では、令和4年度から令和8年度を対象期間とする第6次学校図書館図書整備等5か年計画を策定しました。本計画は、公立小・中学校等の学校図書館における学校図書館図書標準の達成、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備、学校司書の配置拡充が図られることを目的としており、本計画に基づいた地方財政措置が講じられています。

1977年、東京新聞一面で初めて若者の読書離れという言葉が登場しました。当時20歳だった若者も66歳、現役世代全員が読書離れ世代となった昨今、子供たちの1か月の読書量のデータは、読まない51.5%、1冊から2冊33.5%、3冊から4冊8.9%、5冊以上6.1%となっております。また、なぜ本が嫌いになったかというアンケートでは、1位、読書の必要性を教わらなかった、2位、興味のない本を読まされた、3位、音読で恥をかいた。これは、18年間変わらない順位だそうです。

①室戸の子供たちの読書量はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

子供たちにとって読書の必要性は、読書活動が学力の向上によい影響があることはもちろんのこと、子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。そうであるならば、子供たちにたくさん本を読んでもらいたい、また興味の持てる様々な本に触れさせてあげたいと思

います。

子供たちが身近でたくさんの本に出会える場所、それが学校図書館です。そんな学校図書館の現状はどうなっているのでしょうか。文部科学省は、平成5年3月、学校図書館図書標準を定めています。これは公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準を学級数ごとに定めたものです。

②本市において、各学校の学校図書館図書標準の達成率と司書の配置がされているかお伺いいたします。

私は、このたび市内の小学校の図書室を拝見させていただきました。率直な感想を申し上げますと、新しい本が少なく、古い本が目立つ印象がありました。年に1度、絵本や児童書を体育館などに平置きし、子供たちが実際に手に取り、中を確かめ、学校の図書室にあったらいいなという本を選び、その声を図書室の図書購入に反映させる選書会が行われているとお聞きしました。初めて見る新しい本を、目を輝かせわくわくしながら楽しそうに選ぶ子供たちの姿が目につきました。

公立小・中学校の学校図書館の充実に向け、国が図書購入費として地方交付税交付金を措置したにもかかわらず、全国の自治体で図書購入に使われたのは6割にとどまることが文部科学省の調査で分かりました。本市において、地方交付税交付金は小・中学校の学校図書購入のために十分に使われているのでしょうか。交付金をどう使うかは自治体が決めることになっています。財政難などを理由にほかの目的に回されるなど、自治体によって図書の整備状況に差が出ているとの指摘もあります。子供たちの成長の芽を伸ばす大切な読書活動の環境に不平等が生じることがないように適切に予算化するべきであると思います。

③本市において、図書購入費として交付税措置された金額と、本年度学校に配分された金額と、その割合をお伺いいたします。

ある学校では、市からの図書購入費では不足、PTAからの寄附を充てているということを知りました。

④本来なら市から配分される図書購入費で賄うべきところ、PTAからの寄附に頼っている実態についてどうお考えでしょうか、お伺いいたします。

朝やお昼の読書習慣や、各学校の先生方やボランティアの皆様の愛情あふれる読み聞かせなどの御尽力により、室戸の子供たちは本が大好きです。植物図鑑を見て、第2の牧野博士が誕生するかもしれません。本には子供たちの夢や希望、無限の可能性が秘められています。子供たちの夢や希望を大きく膨らますことができるよう、地方交付税交付金を学校図書購入費に十分に使っていくべきではないでしょうか、お伺いいたします。

次に、(2)公園について。

公園は、子供にとって、その親にとって、人と人との触れ合いの場であり、遊びの場であり、体を動かし鍛える場でもあります。親子や友達との触れ合いで育まれる心の成長、思い切り

遊び、体を動かすことによる体の成長、公園は発育段階にある子供にとって大変重要な役割を果たす、子育てには欠くことのできない施設であります。

①本市が管理している公園という施設は何か所ありますか。そのうち草刈りなど整備をして利用されている公園はどのくらいありますか、お伺いいたします。

小・中学生の子供を持つお母さんから、近くに子供たちが集まって遊ぶ場所がないのでバスケットゴールがある隣の公園まで子供を連れていっている、室戸にもそんな公園が欲しいというお声がありました。

室戸には、市民の方の手作りでみんなに開放してくださっている人気の広場があるとの情報を耳にしました。行ってみると、その広場にはバスケットゴールが2つ、2個のバスケットボールまで置いてくださっていました。遊んでいた子供たちに声をかけると、先に上級生が遊んでいた僕らは入れない、それはしょうがないけど。そして、ゲームも好きだけどやっぱり体も動かしたいと話してくれました。

②現在、室戸にある広域公園のような遊具が整った公園ではなく、バスケットゴールのような簡易な設備があり、隣の町まで連れていくことなく、近くで、子供たちが自分たちでいつ行っても遊ぶことができる公園。そんな子供たちの声に応えることはできないでしょうか、お伺いいたします。

先日、文部科学省の調査で小・中高生の視力低下が深刻であるとニュース、新聞報道でありました。我が高知県でも子供の視力低下が顕著になっているとのことでした。

文部科学省では、スマートフォンやデジタル端末を使う時間が増えたためと分析し……。

○議長（町田又一君） 傍聴人に申し上げます。雑談をしないでください。もう次は出てもらいます。続けてください。

○2番（池田教子君）（続） 国は近視予防のため1日2時間屋外で過ごすことを推奨している、外遊びで体も動かしてほしいと話しています。

さきの子供たちの話ですが、子供たちは公園で遊ぶ中、自然と社会の上下関係を学び、体を動かすことの大切さを肌で感じています。子供たちにとって公園とは大切な場所であり、必要な場所であることを改めて実感しました。

加えて、学校の統廃合など、変わりゆく室戸の教育環境においても、知らない子供たち同士が自然と仲よくなれるコミュニケーションの場は大変重要なものであると感じます。

また、一口に公園と言っても、子供の成長に合わせ必要な公園の形態も変わってきます。市内にある全ての公園整備を望むものではありませんが、公園整備をしてほしいと要望があった場所、また子供の誕生や子育て世帯が引っ越してこられたときなどは、その家族が住む近くの公園の積極的な公園整備が必要ではないかと考えます。

③子供の健全な成長を支えるため、安心・安全な生活環境の提供、整備に行政として柔軟に対応し、取り組むべきではないでしょうか、お伺いいたします。

最後に、(3)インフルエンザ予防接種費用助成について。

コロナがまだまだ収束しない中、室戸市でもインフルエンザが蔓延し、学校では学年閉鎖が起こっている状況です。

インフルエンザにつきましても、ワクチン接種により重症化を防ぐことができます。現在、本市においては、生後6か月から中学3年生までのインフルエンザ予防接種費用を助成しています。既に接種された方も多いと思いますが、①インフルエンザ予防接種の接種率をお伺いいたします。

来年1月より子供の医療費が18歳まで無償化になるところでありますが、②インフルエンザ予防接種費用助成の対象学年を中学3年生から高校3年生までに引き上げのお考えがあるかお伺いいたします。

市長の2期目の公約の第一に掲げている子育て支援対策。医療費、給食費の無償化やファミリー・サポート・センターの立ち上げなど、子育て支援の取組が一步ずつ実現に近づいていることに喜びを感じます。子育て世代が安心して、わくわく楽しく暮らすことのできる室戸、元気な若い世代の方たちが増えることは高齢者の皆様を支える大きな力にもつながります。子育て支援のさらなる拡充で、全世代の皆様が安心・安全に楽しく暮らすことのできる魅力ある室戸となり、住んでみたい室戸へと邁進していくことを願います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 池田議員にお答えいたします。

まず、(2)公園についての①本市が管理している公園施設の数と整備し利用されている公園数についてであります。

まず、本市の公園施設につきましては、室戸市都市公園条例等、条例に定めがある室戸市中央公園、神の前公園、菜生児童公園、希望の丘緑地休養施設、深層水公園の5か所と、そのほか児童遊園、児童の遊び場として利用できる施設を合わせると合計13か所ほどありまして、いずれの施設も年数回草刈りを行うなど、各所管課において管理しているところでありますが、その利用状況に関しましては十分に把握はできていない状況でございます。

次に、②市民が希望する公園についてと、③公園整備における行政の取組について、併せお答えいたします。

議員御案内のとおり、公園は子供にとっての居場所、また多様な他者や自然と出会い、交流が生まれる空間、子供の健やかな成長を支える場として非常に重要な施設であると私も十分認識しているところであります。

私といたしましては、これからは子供や子育て世代をはじめ、世代や年代にとらわれない、地域の方々が気軽に集える場所としての公園整備といった考え方が必要であると思っております。

今後につきましては、子供たちや子育て世帯、地域の方々の要望等もお伺いしながら、管理の在り方や遊休財産の利活用、財源の確保等も含め、市民に身近な公園、地域で子育てできる環境の整備について検討してまいります。

次に、(3)インフルエンザ予防接種費用助成についての②対象学年の引上げについてであります。

本市は、小児インフルエンザ予防接種費用助成金については、インフルエンザの発症及び重症化の予防並びに蔓延防止を図ることを目的として費用の助成を行っており、議員御案内のとおり、生後6か月から中学3年生を対象としております。

御質問の対象学年を引き上げる考えがあるかについてであります。子育て支援の一環として、令和6年度より費用助成の対象を高校3年生までに引き上げ、子育て世帯の経済的負担軽減を図るとともに子供たちの健康を守ってまいりたいと考えております。

私からは以上であります。関係課長に補足答弁をさせますので、よろしく願いをいたします。

**○議長（町田又一君）** 山本教育次長兼学校教育課長。

**○教育次長兼学校教育課長（山本康二君）** 池田議員に、1、子育て支援の(1)学校図書館についてお答えします。

まず、1点目の室戸の子供たちの読書量についてですが、小学6年生及び中学3年生を対象に実施しました令和5年度全国学力・学習調査の読書に関する項目で見ますと、学校の授業以外に1日当たりどれくらいの時間読書をしますかでは、小学6年生では2時間以上が4.1%、1時間以上2時間より少ないが20.4%、30分以上1時間より少ないが20.4%、10分以上30分より少ないが一番多く22.4%、10分より少ないが18.4%、全くしないが14.3%となっています。また、中学3年生では、2時間以上が2%、1時間以上2時間より少ないが10%、30分以上1時間より少ないが8%、10分以上30分より少ないが28%、10分より少ないが22%、全くしないが一番多く30%となっています。

2時間以上読書する項目で国・県との比較を見ますと、小学6年生で国より3.5ポイント、県より3.4ポイント低く、中学生では国・県よりそれぞれ3.4ポイント低くなっています。

次に、2点目、各学校の学校図書館図書標準の達成率と司書の配置についてでございますが、まず学校図書館図書標準は、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定されているもので、この標準に対する本市の各学校の達成率は、直近のもので、令和2年度に実施しました学校図書館の現状に関する調査から見ますと、小学校では、佐喜浜小学校が60.37%、室戸小学校が115.40%、元小学校が146.02%、吉良川小学校が130.79%、羽根小学校が89.19%となっています。また、中学校では、佐喜浜中学校が108.01%、室戸中学校が48.36%、吉良川中学校が94.65%、羽根中学校が40.66%となっています。

次に、司書の配置についてですが、学校図書館法において、学校図書館司書教諭は12学級以

上の学校に必ず置かなければならないとされており、本市においては12学級以上の学校がありませんので、現時点では司書教諭が配置されている学校はございません。

次に、3点目、地方交付税措置された金額と学校に配分された金額の割合についてですが、学校図書館図書に係る令和5年度普通交付税算定額は、小学校費で150万7,000円、中学校費で176万8,000円となっています。また、各学校に配分した図書に係る予算額及び普通交付税算定額に対する割合は、令和5年度当初予算ベースで、小学校が5校分79万9,000円で53%、中学校が4校分61万5,000円で34.8%となっています。

次に、4点目、図書購入費にPTAからの寄附に頼っている実態についてどう考えているかについてでございますが、直近3か年のPTAからの寄附状況を見ますと、小学校では羽根小学校以外の4校が、中学校では羽根中学校以外の3校がPTAからの寄附により図書を購入しているところでございます。PTAからの寄附につきましては、かなり以前から各学校において行われてきているとお聞きしており、寄附に至った当初の経緯は明らかではありませんが、近年では、学校からの要望ではなくPTA活動の中で子供たちのためにという保護者の思いで寄附をいただいているものと考えています。また、学校図書購入費の予算計上につきましては、近年は、当初予算編成において各学校からの要望額を満額計上しており、査定でカットしている状況にはないことから、教育委員会としましては学校図書の購入をPTAからの寄附に頼っているという認識は持っていないところでございます。

今日、社会の情報化が進展する中、一方では児童・生徒の読書離れが指摘をされています。全ての子供が豊かな心を育み、生涯にわたり自ら学び、自ら考える力を養うため、読書活動を推進する取組の必要性は、池田議員がおっしゃられるとおりで、教育委員会としましても必要であると考えています。

現在、各学校では、朝や昼休み後の読書時間の設定やボランティア、市民図書館と連携した絵本の読み聞かせ、児童が図書室に入れる本を自分たちで選ぶ選書会など様々な取組を行っています。そして、こうした読書活動を推進していくためには、子供たちの身近にある学校図書の充実は必要であり、学校図書館図書標準の達成はその一つの目安であると考えています。

本年度、本市では室戸市子ども読書活動推進計画を策定いたします。その中で、先ほども言いましたが、学校からの図書購入に係る要望額を満額予算計上している中で、学校からの要望額が図書標準を踏まえたものになっているのか、そういった検証が必要ではないかというふうに考えております。そうした現在の小・中学校における読書活動の現状と課題を分析し、読書活動推進のための具体的な取組を決めてまいります。その計画に位置づけられた取組につきましては、今後、予算面も含め必要な措置を講じてまいります。以上でございます。

**○議長（町田又一君）** 正木保健介護課長。

**○保健介護課長（正木亜弥君）** 池田議員に、(3)インフルエンザ予防接種費用助成についての①接種率についてお答えいたします。

小児へのインフルエンザワクチンは任意接種であり、同一年度内に2回接種する方もいるため、接種率については把握をしておりません。参考までに、助成金の申請件数といたしましては、令和元年度は394件、令和2年度は391件、令和3年度は273件、令和4年度は225件であり、コロナ禍には接種件数が下がっているものの、今後はまた増加するものと考えております。以上でございます。

○議長（町田又一君） 2回目の質問を許可します。どうぞ。

○2番（池田教子君） ありがとうございます。すいません。2番池田教子。2回目の質問をさせていただきます。

市民の方から、バスケットゴールがあるような一つその公園をとということの要望がございました。その件に関しまして応えていただけののかどうかというところの、もう一步お返事を詳しくいただけたらと思います。

学校図書館につきましては、市のほうからいただける学校図書費用が足りないというお声も現実にありましたので、先ほどおっしゃっていただいたように検証していただいて、それに値する、なるべく多めに予算をいただけたらということで、よろしく願いいたします。

2回目の質問を終わります。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 池田議員の2回目の質問にお答えをさせていただきます。

私のほうからは、公園に対する要望についてお答えをさせていただきたいと思いますが、学校図書のほうは教育委員会のほうでまた補足をよろしく願いしたいと思います。

実は、バスケットボールに関して、地域でそうした遊びのできる公園をとというのは、私自身も地域の方から要望を受けておりまして、いろいろ内部では検討していかないかん課題かなというふうに思っておりますが、1度目に答弁させていただきました、また前段の議員にも答弁させていただきましたように、全体の公園の在り方をまずしっかりと検討しながら、その中でそういった需要だとか要望の多いところは検討して、今後の取組にしていきたいなという考えでおりますので、どうかよろしく願いしたいと思います。

○議長（町田又一君） 山本教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（山本康二君） 池田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

学校とちょっと協議をせないかんのかなというふうにはすごく感じておりますので、今後学校と協議を行って、先ほども言いましたが、本年度、室戸市子ども読書活動推進計画っていうのを策定いたしますので、そこにきっちり取組を位置づけて、それに必要な予算を講じていくというような形でいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（町田又一君） これをもって池田教子君の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会をしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することと決しました。

本日はこれにて延会をいたします。

明日も一般質問です。午前10時にこの議場に御参集をお願いいたします。

お疲れさまでした。

午後 4 時17分 延会